

広域化・共同化の事例紹介

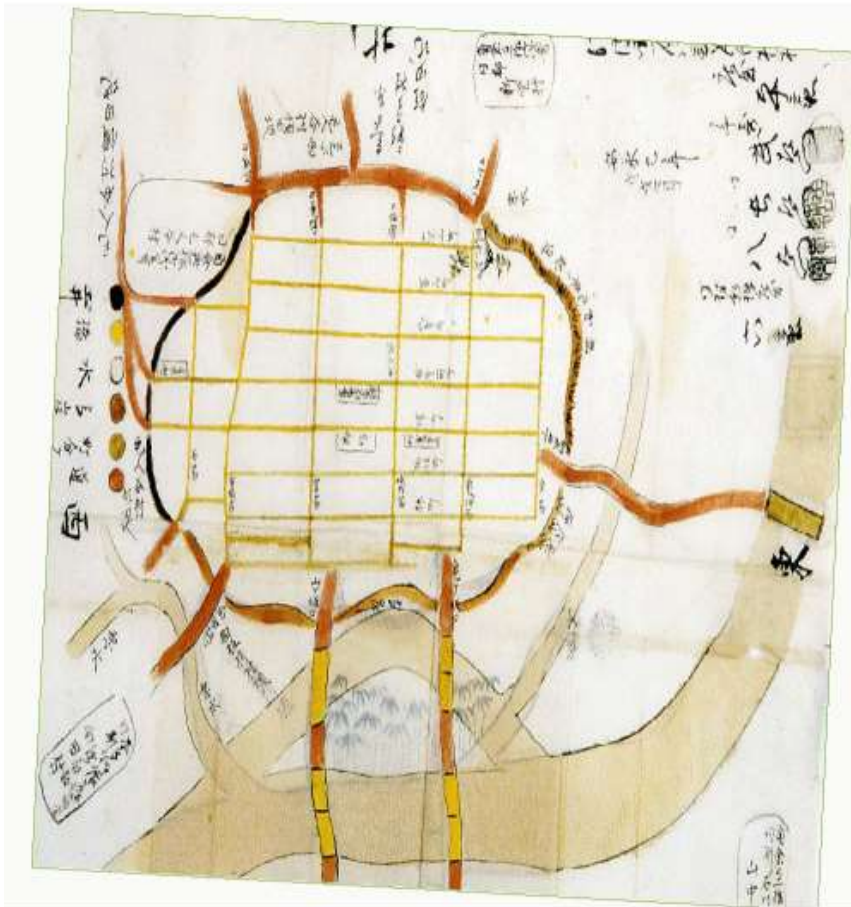
富田林市上下水道部下水道課

田中 健太

2019/9/19

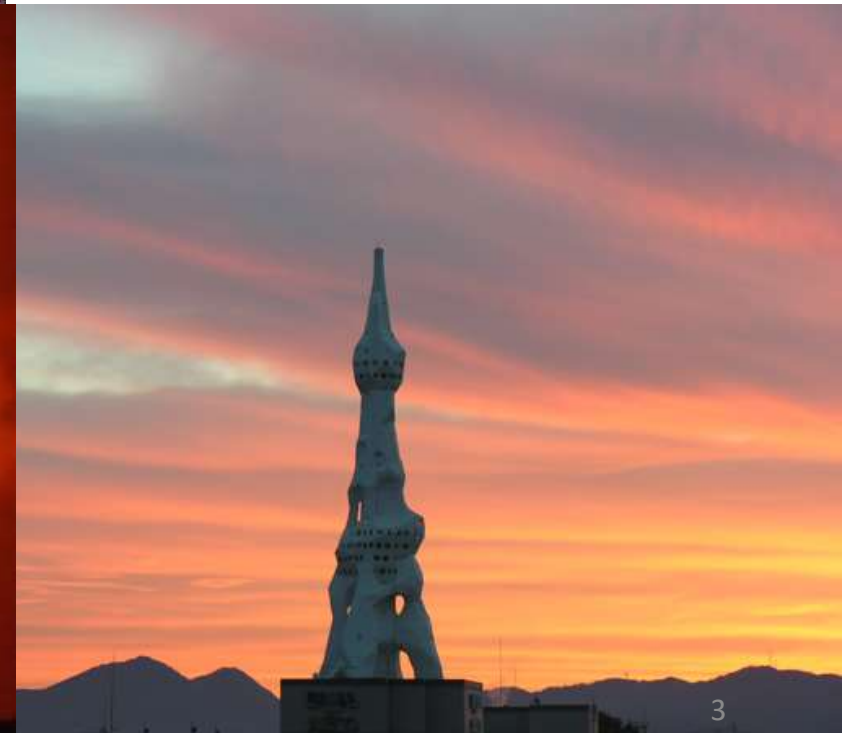
南河内4市町村の下水道事務広域共同化

- ・人口推移と生排対策基本計画
- ・富田林市の下水道事業
- ・下水道法による広域化協議会
- ・南河内4市町村の現況と課題
- ・広域協議会の設立
- ・自分たちで業務を分析
- ・業務手順の見える化
- ・広域化対象事務の抽出
- ・広域連携手法の検討
- ・広域事務の実施に向けて
- ・これまでの実施項目
- ・次年度の実施項目
- ・協議会を継続していく上で大切なこと



重要伝統的建造物群保存地区
『富田林寺内町』

パーフェクトリバティ教団 『大平和祈念塔と花火』



重要伝統的建造物群保存地区 『富田林寺内町』

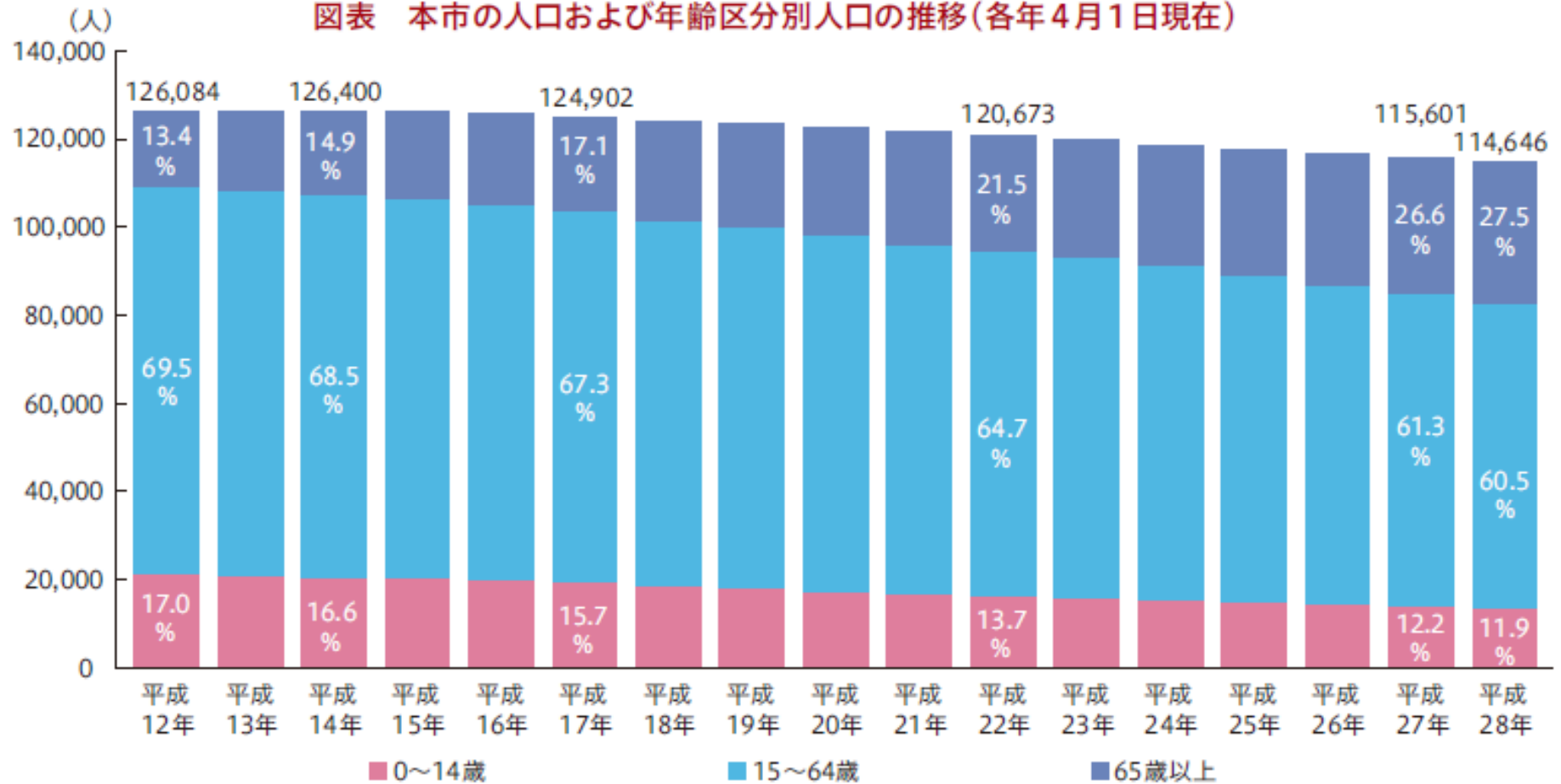


Photographed by TONDAI Inc./Akagawa Kaito

人口推移と生排対策基本計画

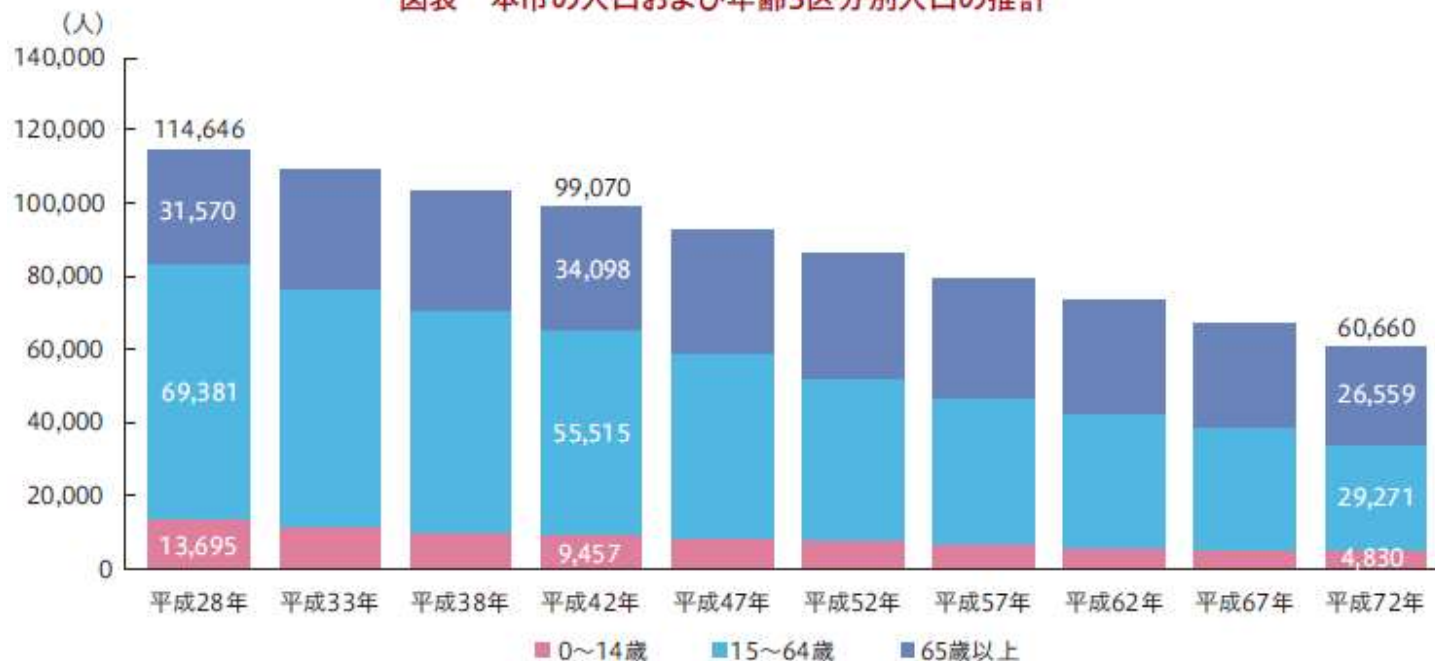


図表 本市の人口および年齢区分別人口の推移(各年4月1日現在)





図表 本市の人口および年齢3区分別人口の推計



注：「人口推計」はこれまでの傾向が将来も続くと仮定した場合の推計結果

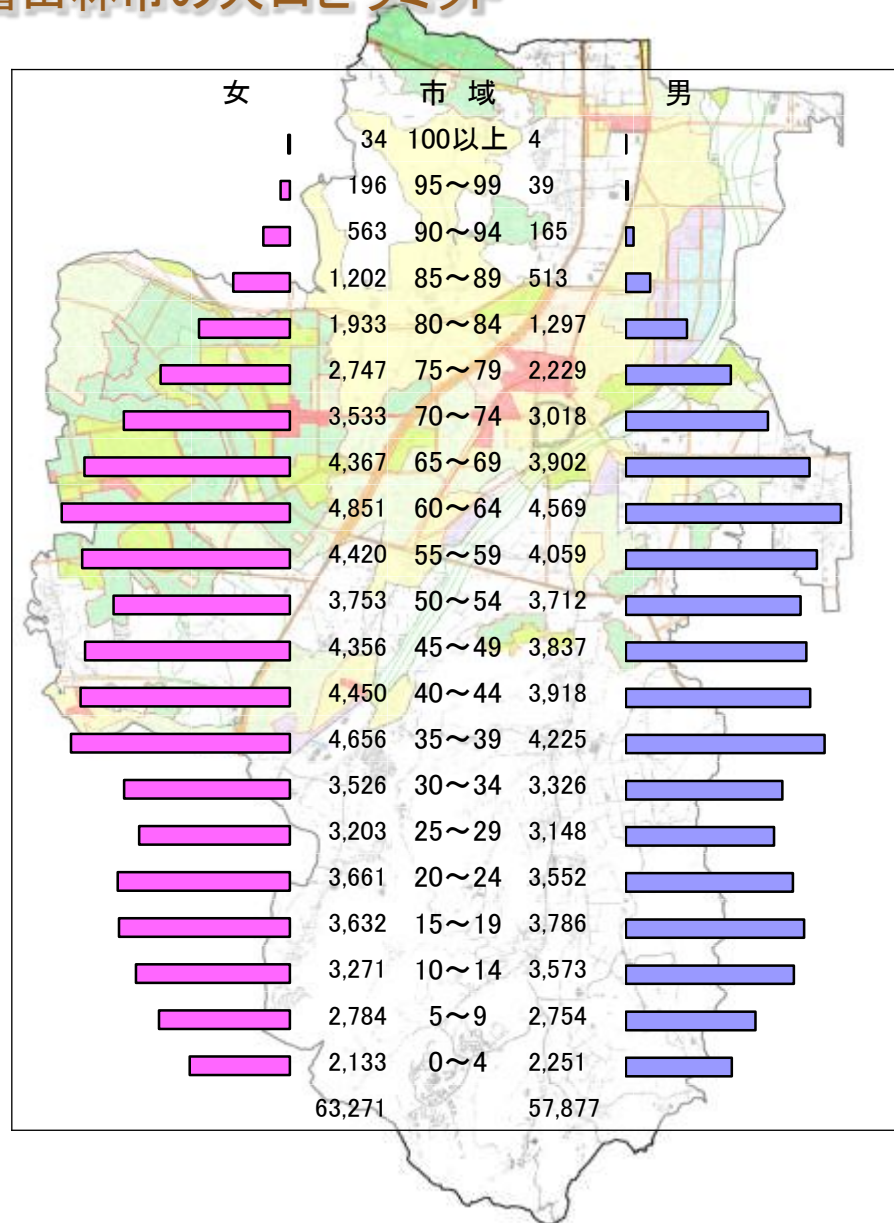
図表 本市の将来人口シミュレーション



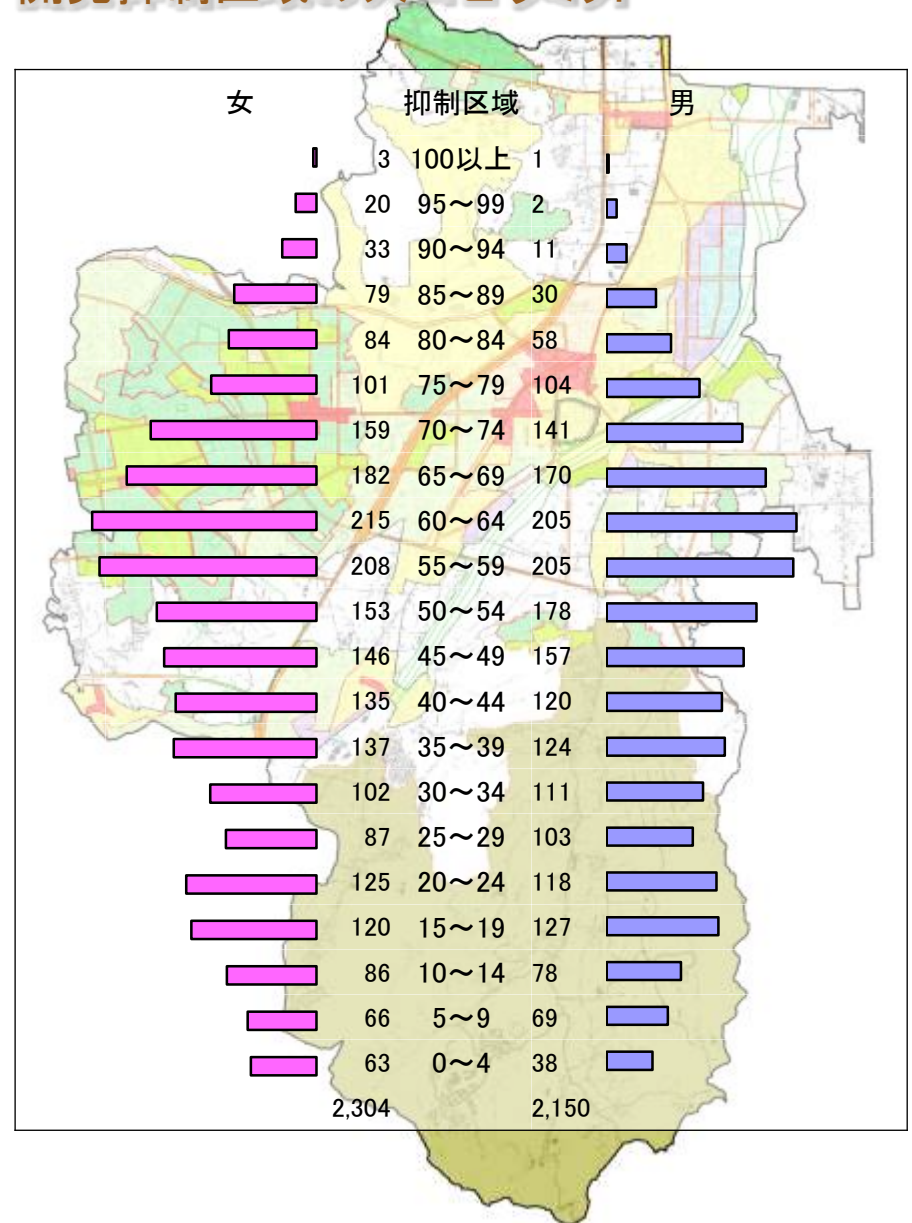
注：人口シミュレーションは合計特殊出生率が平成52年までに段階的に2.07へ向上し、社会移動がゼロとなると仮定した結果



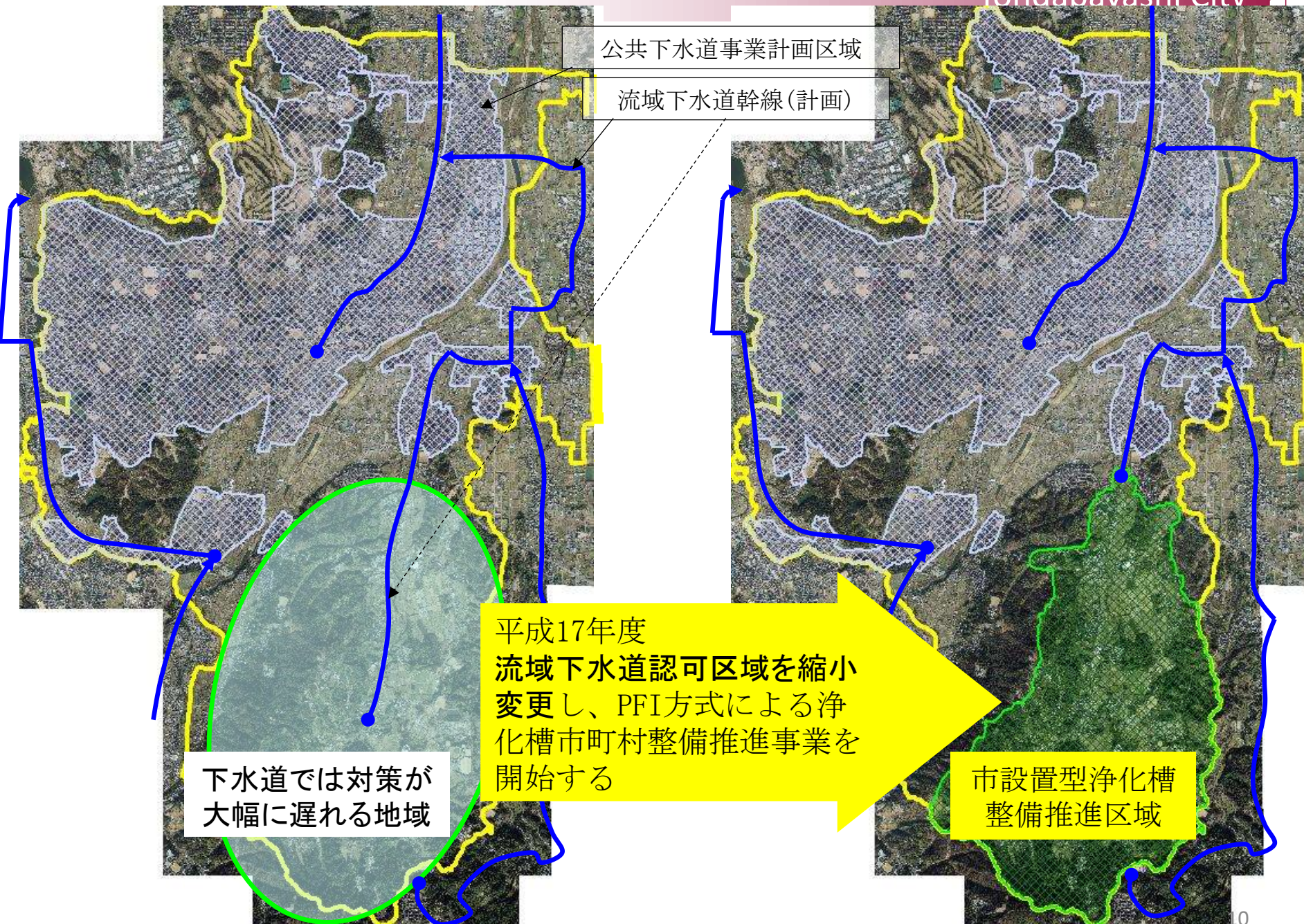
富田林市の人口ピラミッド



開発抑制区域の人口ピラミッド



富田林市の下水道事業



富田林市の下水道事業

富田林市の下水道は、昭和42年に大規模ニュータウンにおいて、公団施工による単独公共下水道としての供用開始したのが始まりで、昭和48年に流域公共下水道に包含されました。

昭和53年からは市施工による流域関連公共下水道事業を開始し、現在、市街化区域の整備を概ね終えて、汚水処理計画の見直しにより環境省所管の浄化槽市町村整備事業に変更した区域以外の市街化調整区域の整備に着手しているところで、平成30年度末の下水道人口普及率は90.8%です。

人口減少に転じた平成14年度の年間整備管渠延長は7.8kmで、平成20年度までは同程度の整備量で推移しましたが、それ以降整備量が減少し、昨年度の整備管渠延長は3.0kmとなっています。これに伴い、平成17年度に24人であった下水道職員数が令和元年度には13人に減少しました。

一方で、東日本大震災以降の建設需要の増加に影響されたためか、本市の土木職員の新規採用への応募が激減し、退職職員の補充がままならない状況が続いています。これは本市に限ったことではないようで、多くの自治体でも技術職員の確保に苦心されているようです。

このような中で、下水道未整備地区の解消と下水道施設の老朽化対策を進めるためには、積算・監督事務の外注化や、派遣による人材補充なども検討せざるを得ない状況です。

和暦	西暦	事 象	普及率 (全体)
昭和40年	1965	【府内】一部事務組合による寝屋川流域下水道事業着手	
昭和42年12月	1967	日本住宅公団・金剛団地で整備した狭山処理場と団地内管路を公共下水道として供用開始	
昭和45年12月	1970	【府内】下水道法改正により流域下水道の事業主体は府に	
昭和48年	1973	狭山処理場を流域下水道として大阪府に移管	
昭和53年	1978	狭山処理区流域関連公共下水道事業に着手	
昭和55年 7月	1980	狭山処理場(30,000m ³ /日)供用開始	
昭和56年 8月		日本住宅公団・金剛東団地のまち開き	
平成 2年 6月	1990	大井処理区流域関連公共下水道事業に着手	
平成 8年 8月	1996	大井処理場(25,000m ³ /日)供用開始	
平成 8年	1996	水質汚濁防止法「生活排水対策重点地域」指定 …浄化槽設置整備事業開始(設置補助)	55.5%
平成11年		事業認可区域1,528.1ha	62.5%
平成12年		事業認可区域1,556.8ha	65.0%
平成16年 3月	2004	「新富田林市生活排水対策基本計画」 下水道区域の一部を市設置型浄化槽区域に	72.8%
平成17年12月	2005	浄化槽市町村整備推進事業(第1期PFI)開始	75.5% (75.5%)
平成22年		事業計画区域1,846.6ha	83.6% (85.1%)
平成23年	2011	市街化調整区域の公共下水道事業に着手	84.4% (85.9%)
平成24年 2月		「新富田林市生活排水対策基本計画」(2次改定) 市設置型浄化槽区域の拡大	
平成24年10月	2012	浄化槽市町村整備推進事業(第2期PFI)開始	85.6% (87.1%)
平成26年	2014	事業計画区域1,923.7ha	87.3% (89.0%)
平成30年	2018	事業計画区域1,929.6ha	90.8% (92.6%)

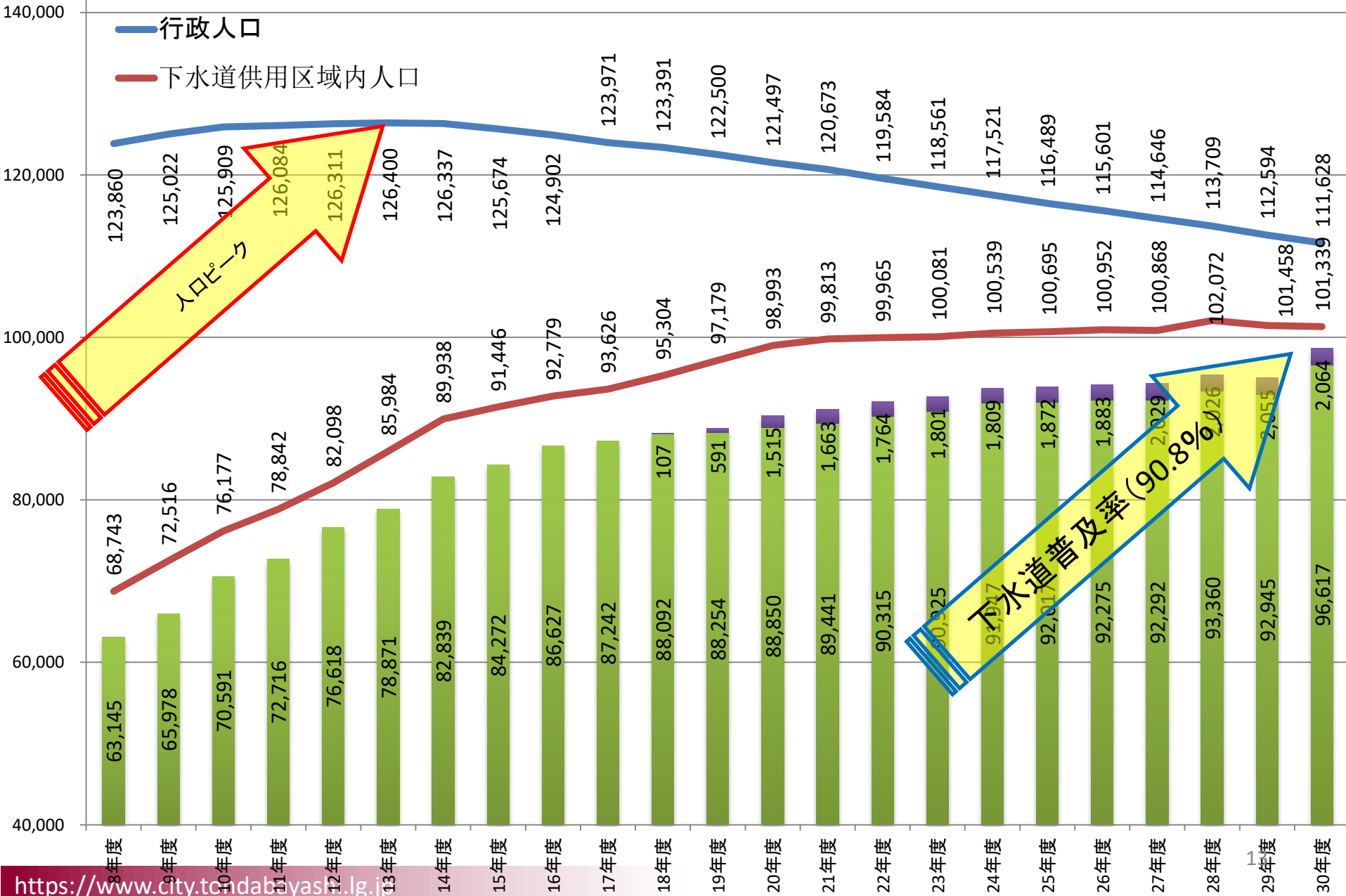
汚水処理施設の整備状況

浄化槽整備推進事業浄化槽水洗化人口

下水道水洗化人口

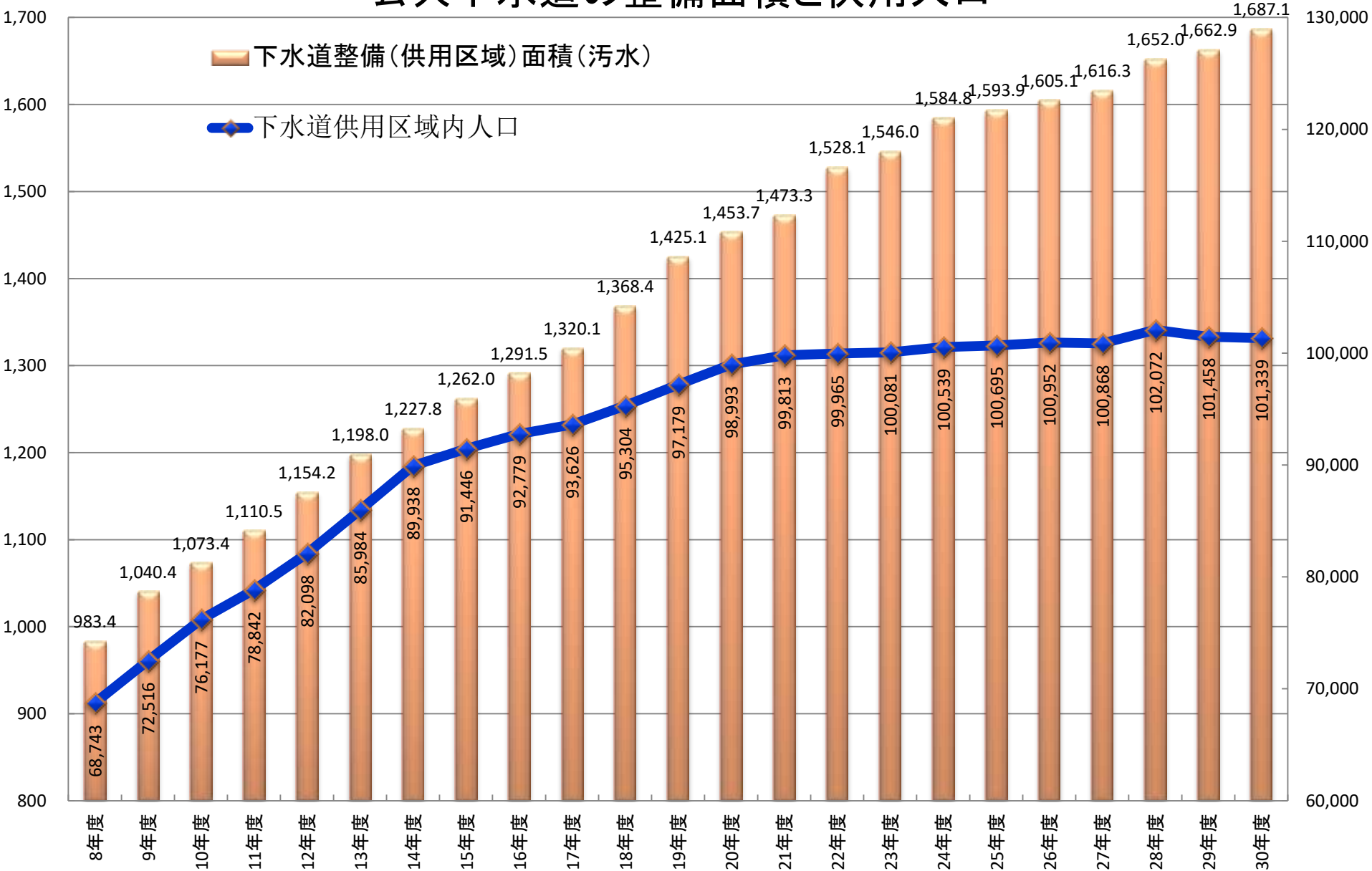
行政人口

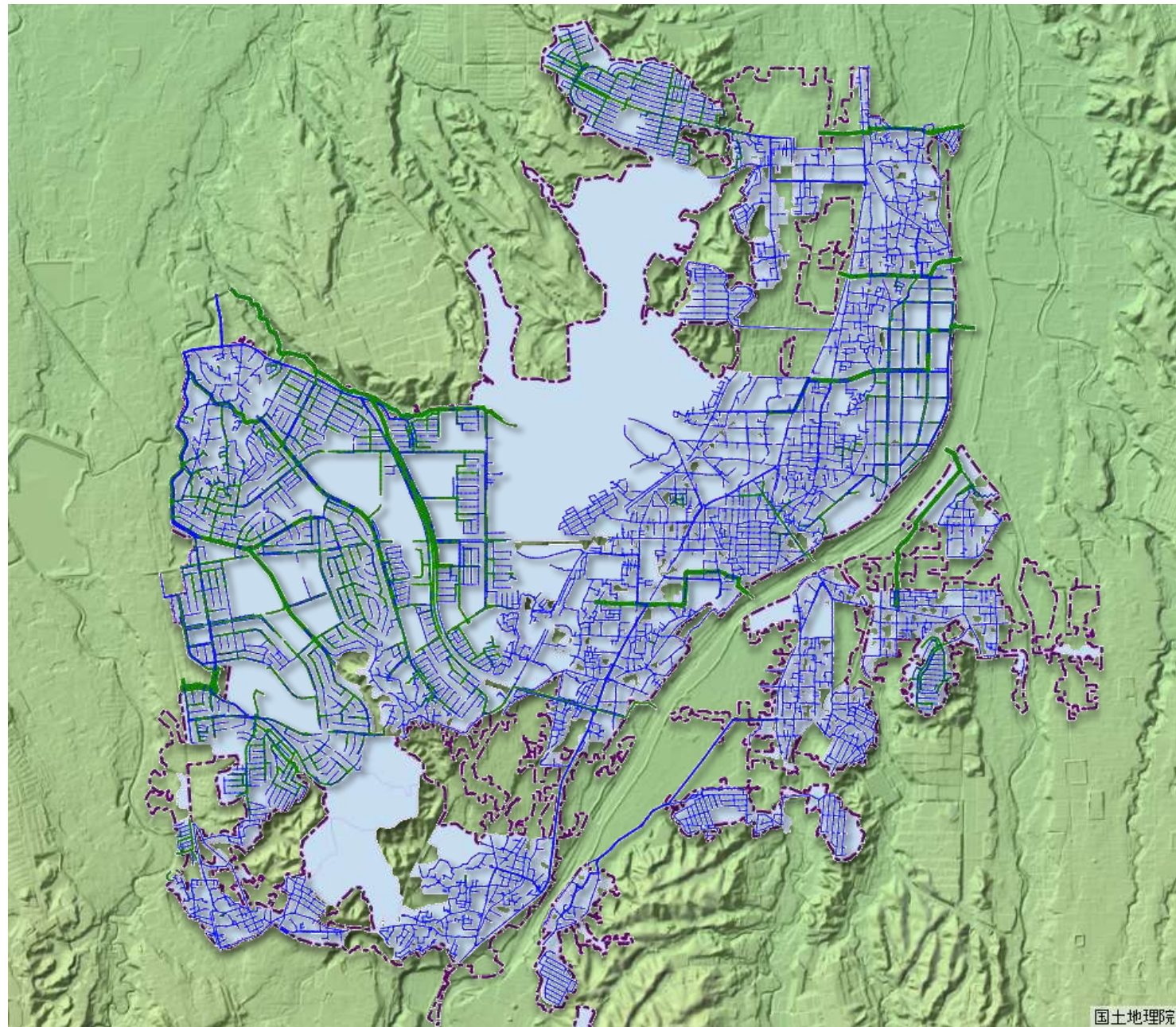
下水道供用区域内人口



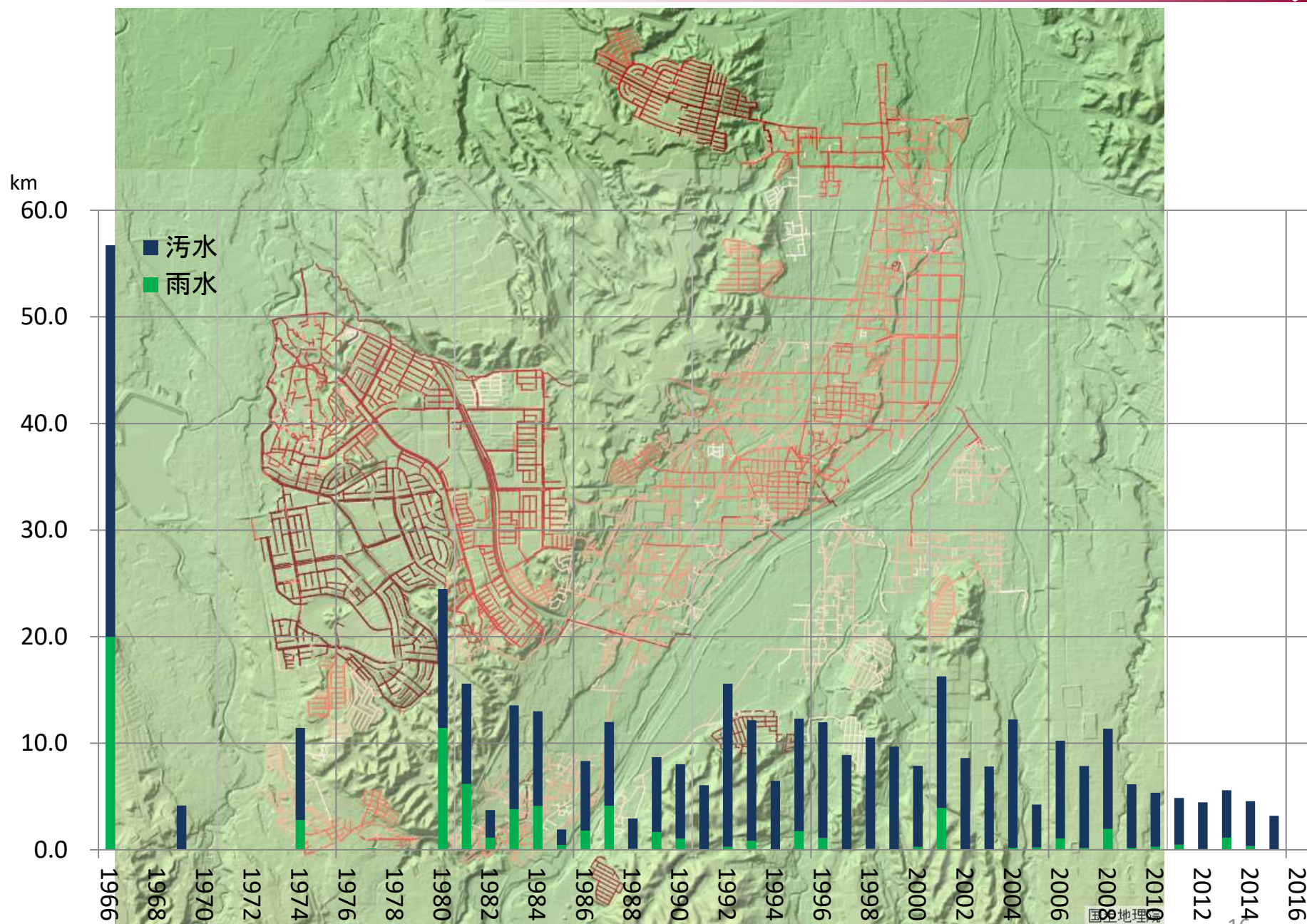


公共下水道の整備面積と供用人口

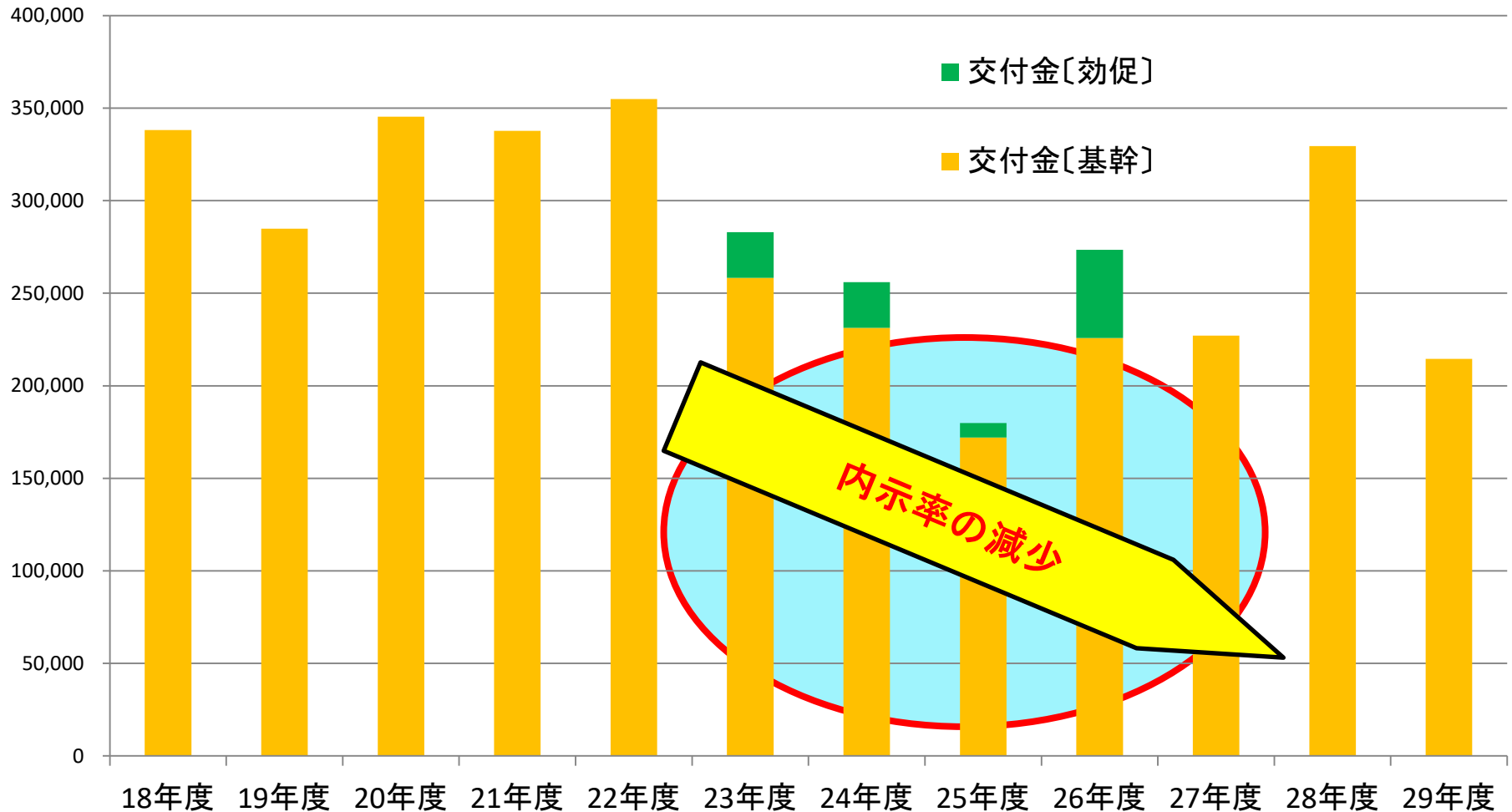




国土地理院



マンネリ化した事務と低調な内示額



下水道法による広域化協議会



持続的な下水道機能の確保

<下水道法・日本下水道事業団法の一部改正>

課題

下水管渠の腐食等に伴う道路陥没が多発
→ 年間約4000件

下水管渠の点検を計画的に実施している自治体の割合は約2割

自治体の下水道事業の執行体制が脆弱化

(10年間(H14→H24)で)
・全国の下水道技術職員は約2割減少。
・下水管渠延長は約2.5割増加(約36万km→約45万km)

下水道事業を実施する約1,500団体のうち、下水道担当職員が5人未満の市町村は約500

方向性

下水道の計画的な維持管理を推進

自治体の実情に合わせて選択できる下水道事業の執行体制の支援策の充実

改正の概要

◇: 下水道法改正 □: 日本下水道事業団法改正

◇下水道の維持修繕基準を創設 ※ 道路法、河川法等では創設済み

[政令で定める基準の具体的内容] 〈管渠の点検例〉

- ・機能維持のための点検や清掃等
- ・管渠のうち、腐食のおそれのある箇所について5年に1回以上の頻度で点検
- ・異状判明時の詳細調査、修繕等



◇事業計画の記載事項として
点検の方法・頻度を追加

<記載イメージ>

- A 処理区における圧送管吐出部B箇所: 5年に1回、管内目視等による点検
- C 処理区における伏越し下流部D箇所: 5年に1回、管口テレビカメラ等による点検

◇協議会制度を創設 (構成員は協議結果を尊重)

- 市町村、都道府県等が、下水汚泥処理の共同化、維持管理業務の一括発注等について検討する場として法定化
- 下水道事業の広域化・共同化を促進し、自治体の下水道事業の執行体制を強化

□日本下水道事業団の支援策の充実

- 自治体の要請に基づき、高度な技術力を要する管渠の更新、管渠の維持管理等を実施できるよう措置(発注、監督管理等)
- 自治体の議会の議決に基づき、自治体の業務を代行できるよう措置(道路占用許可申請、公共ます設置のための測量等を実施)(併せて、事業団が、補助事業として直接実施できるよう、予算上措置)

(※ 日本下水道事業団… 47都道府県が出資する地方共同法人
技術者の不足する自治体を支援する目的で設立)

下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）

最終改正：平成27年5月20日法律第22号

（協議会）

第31条の4 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

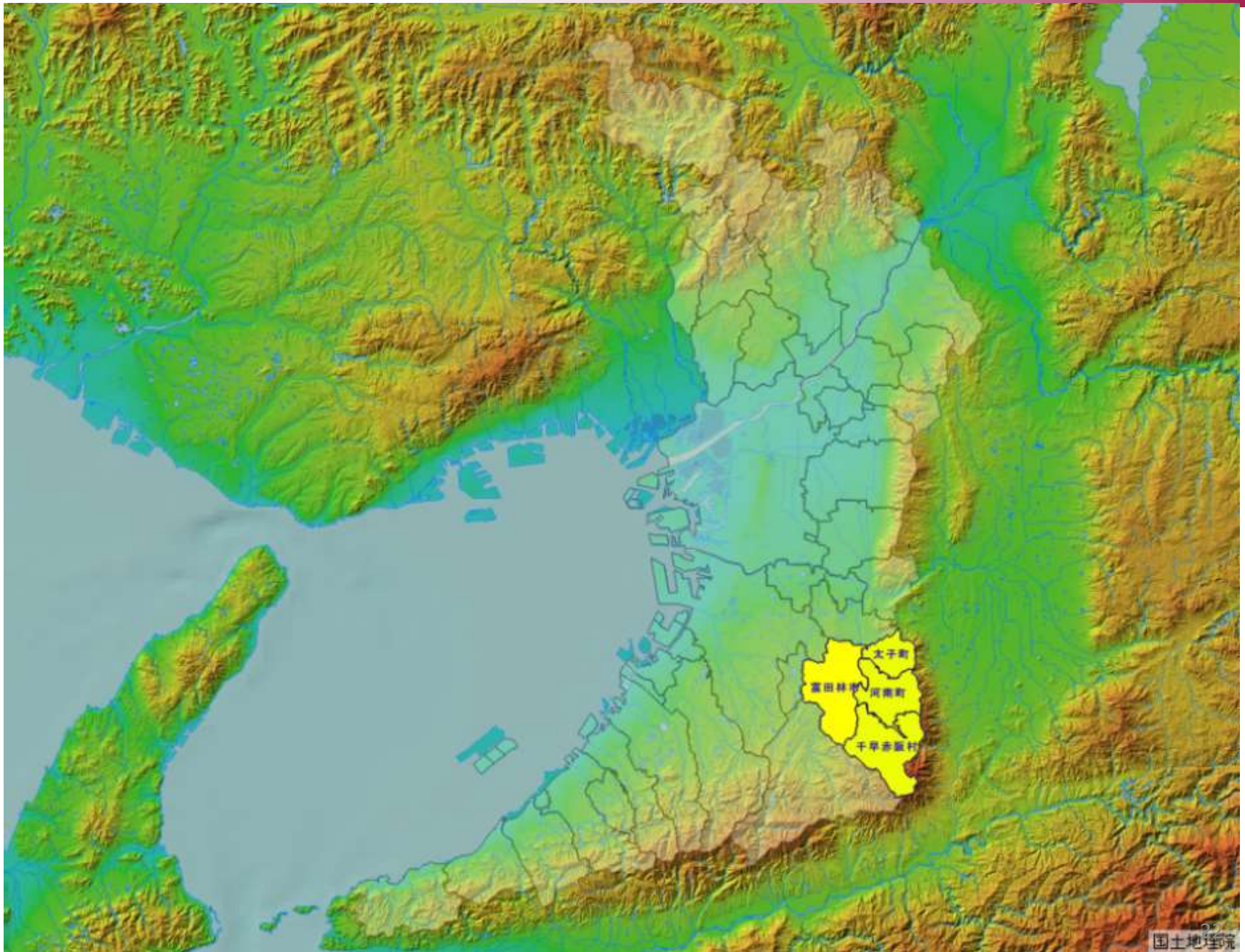
二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

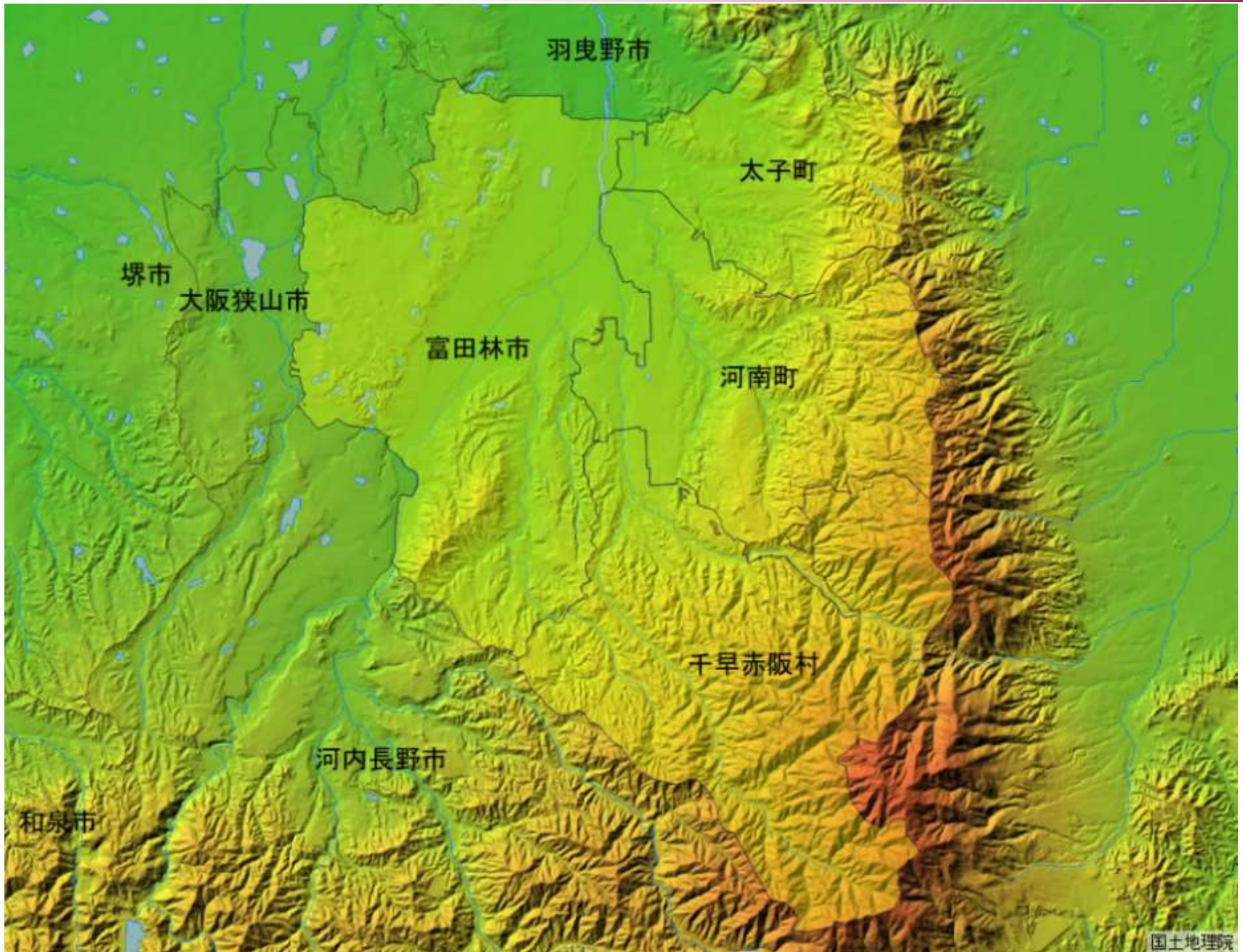
三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

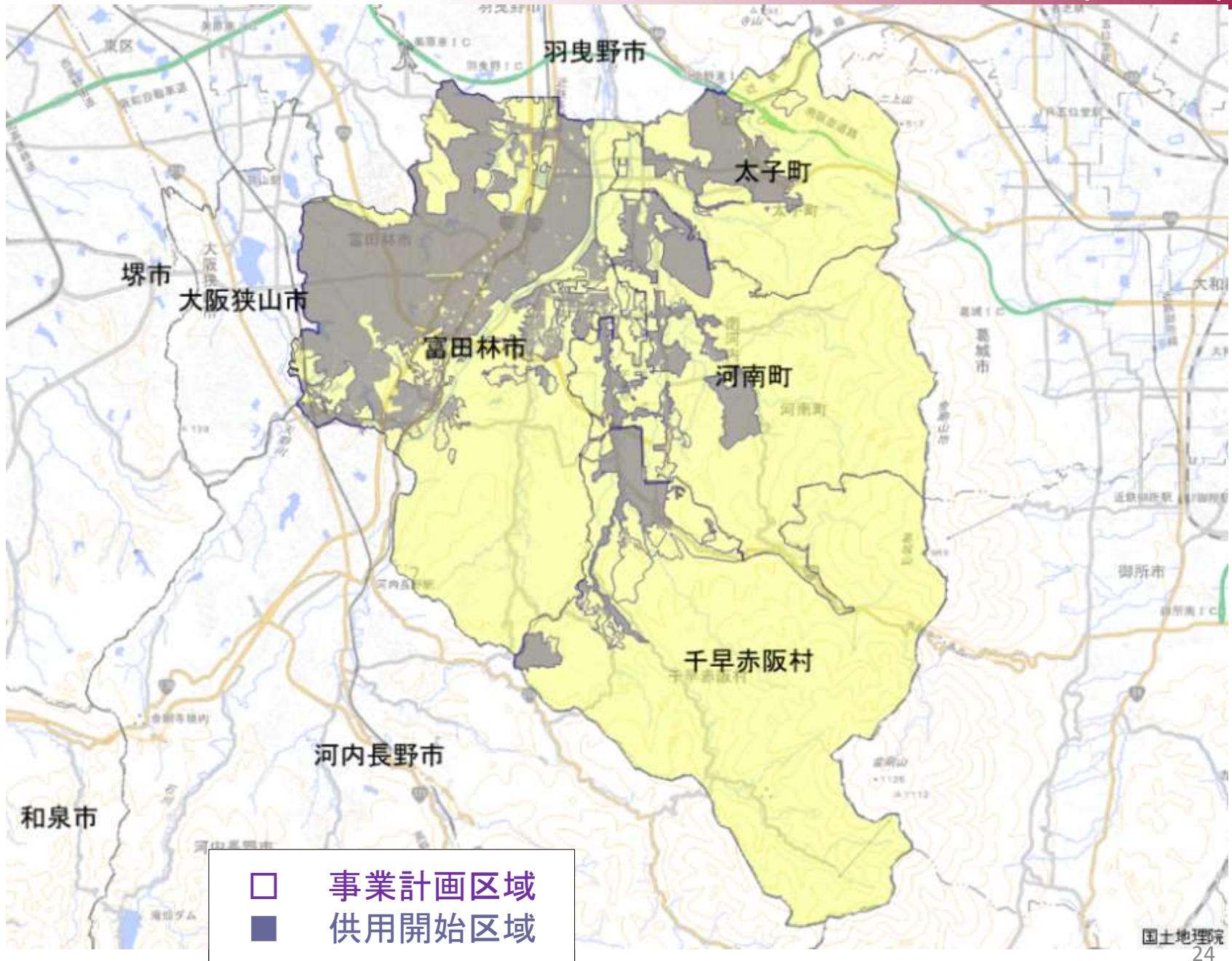
3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

広域化を検討する市町村







市町村名	行政データ				下水道データ				管路延長 (m)
	行政面積 (ha)	市街化 区域 面積 (ha)	調整 区域 面積 (ha)	行政人口 (人)	普及人口 (人)	計画 面積 (ha)	排水 面積 (ha)	普及率 (%)	
富田林市	3,972	1,588	2,384	115,601	100,952	2,851	1,594	87.3	374,970
太子町	1,417	238	1,179	13,958	13,183	793	239	93.5	58,241
河南町	2,526	241	2,285	15,941	14,249	411	349	90.2	74,910
千早赤阪村	3,730	130	3,600	5,715	4,325	266	193	75.2	32,164
4市町村計	11,645	2,197	9,448	151,215	132,709	4,321	2,375	87.8	540,285

南河内4市町村の現状と課題

- ・ 人口減少社会到来による下水使用料収入の減少
- ・ 老朽化施設が急増することによる維持管理費と更新費用の増加
- ・ ベテラン職員の退職と組織体制縮小による技術継承の困難化
- ・ 厳しい経営状況での住民サービスの維持・向上

下水道事務広域化検討の必要性

- ・ 職員数の削減が進む中で、市町村が抱える課題に対し、各市町村が単独で対応していくには限界がある。
- ・ 下水道事業の執行体制を確保し、適切な維持管理を支える技術基盤の確立と整備・管理の効率化による経営基盤を構築するために、広域的な連携・協力が有効な手段であり、事務の広域化の検討が今後必要不可欠となる。

広域化協議会の設立

広域化協議会の発足までの経過（2015/11 ～ 2016/8）

① 発案自治体内部の調整

- ・ 発案自治体において協議会制度の活用に関する検討開始。
- ・ 市長・副市長等への必要性の説明と了承取付。



② 参加要請市町村との調整

- ・ 広域連携参加予定市町村下水道担当者に広域化検討を打診。
- ・ 広域連携参加予定市町村下水道首長への広域化検討を要請。



③ 都道府県・国等との調整

- ・ 都道府県・国等に広域化検討への協力を要請。



④ 準備会の設立

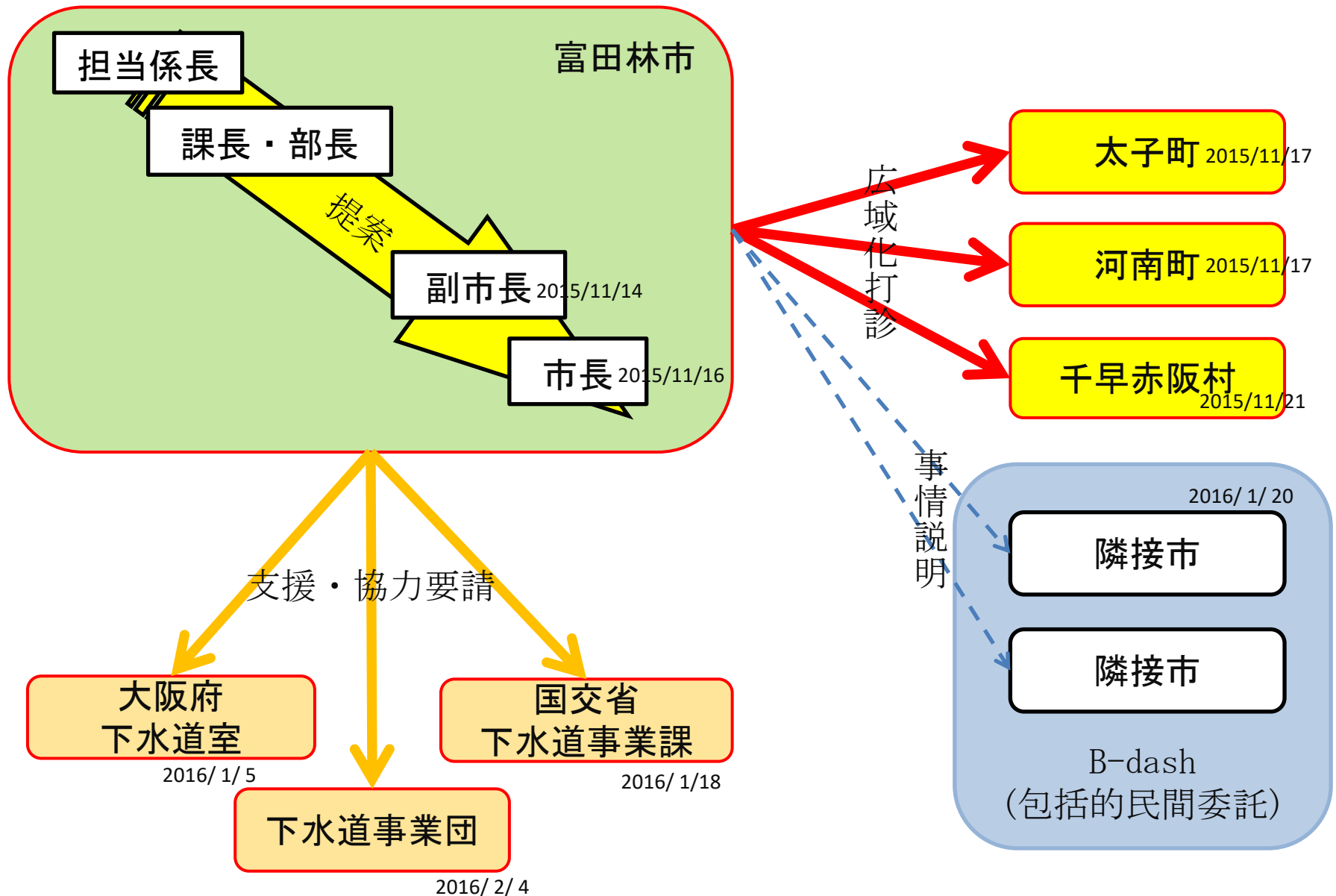
- ・ 係長等担当者会議で協議会設立に向けて現状課題等整理。
- ・ 協議会設立の趣旨、目的等の説明資料を作成。



⑤ 協議会の設立

- ・ 協議会開催に向けた準備調整。
- ・ プレス向け資料作成

広域化協議会に向けた調整



協議会発足までの経過と調整事項等

	時 期	調整事項等
	平成27年7月	下水道法改正施行により、下水道管理の広域、共同化を促進するための <u>協議会制度が創設</u> される。(31条の4)
①発案自治体内部の調整	平成27年8月	富田林市下水道課で協議会制度の利用について検討開始。
	平成27年11月	富田林市下水道課の担当者が富田林市長、副市長に<u>広域連携の必要性を説明</u>資料は以下の通り。 ・下水道施設の老朽化などの状況や周辺市町村を含めた技術職員減少の状況 ・下水道法に基づく協議会制度及び地方自治法に基づく連携制度の紹介 ・連携の有効可能性の定性的資料（定量効果などは含んでいない） 富田林市長が広域化検討を了承し、下水道課の担当者に対して、広域化検討の提案を3町村に打診するように指示する。
②参加要請市町村との調整	2～3日後	富田林市下水道課の担当者が <u>3町村の下水道担当者に広域化検討について打診</u> 。各市町村の担当者が各町村長に富田林市からの広域化検討の打診について説明し3町村長が了承する。
③都道府県・国等との調整	平成28年1月上旬	富田林市下水道課の担当者が、 <u>大阪府下水道室に広域化検討提案について説明</u> し了解される。
	平成28年1月中旬	富田林市下水道課の担当者が<u>国交省下水道部下水道事業課に説明</u>。 富田林市下水道課の担当者が環境省浄化槽推進室に説明し、浄化槽市町村整備推進事業の広域化対応を提案。
	平成28年2月上旬	富田林市下水道課の担当者が <u>下水道事業団に参加を要請</u> し、事業団はオブザーバー参加を了解される。

協議会発足までの経過と調整事項等

	時 期	調整事項等
④準備会の設立	平成28年2月下旬	<u>担当者会議</u> を開催。（現状と課題等について等） 担当者会議のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成
	平成28年3月上旬	<u>第1回準備会</u> を開催。（協議設立の趣旨・意見交換会等） 準備会のメンバーは、各市町村の課長補佐・係長レベルの者で構成。大阪府都市整備部下水道室、国土交通省近畿地方整備局建政部、日本下水道事業団も参加。
	平成28年4月下旬	第2回準備会を開催。（協議会設立の趣旨等について）
	平成28年5月中旬	幹事会を開催。（協議会説明資料について等） 幹事会のメンバーは、各市町村の部課長レベルの者で構成。下水道法に基づく協議会は検討を行うための協議会であり、実施を前提とした仕組みではないことを理解いただけるよう説明する。
	平成28年5月下旬	第1回作業部会にて市町村間の事務手順等の調整を図るための棚卸し（ <u>DMM分析</u> ）を実施。（初回は排水設備事務） 作業部会のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成。
	平成28年6月下旬	第2回作業部会にて事務（排水設備）手順の図式化（ <u>DFD分析</u> ）を実施。
	平成28年7月上旬	第2回幹事会を開催。（首長説明の内容確認・協議会打合）
	平成28年7月下旬	第3回作業部会を開催。（その他事務のDMM分析等）
⑤協議会の設立	平成28年8月5日	<u>南河内4市町村下水道事務広域化協議会発足</u> 。 協議会の構成員は4市町村長の他、協議会が必要とするものとして大阪府都市整備部下水道室長、国土交通省近畿地方整備局建政部都市調整官とし、アドバイザーとして日本下水道事業団近畿・中国総合事務所次長が参加。国交省下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長が基調講演。

広域化協議会の構成

協議会

4市町村長
近畿地整都市調整官
大阪府下水道室長

幹事会 (方針の検討・作業部会の指揮)

4市町村部課長
近畿地整課長補佐
大阪府下水道室経営グループ課長補佐

作業部会 (市町村間調整・課題整理等の事務作業)

4市町村担当
近畿地整係長
大阪府下水道室経営グループ担当

アドバイザー：
日本下水道事業団

業務支援：コンサルタント(国土交通省)



自分たちで業務を分析 (Diamond Mandara Matrix)

総務省自治行政局 自治政策課



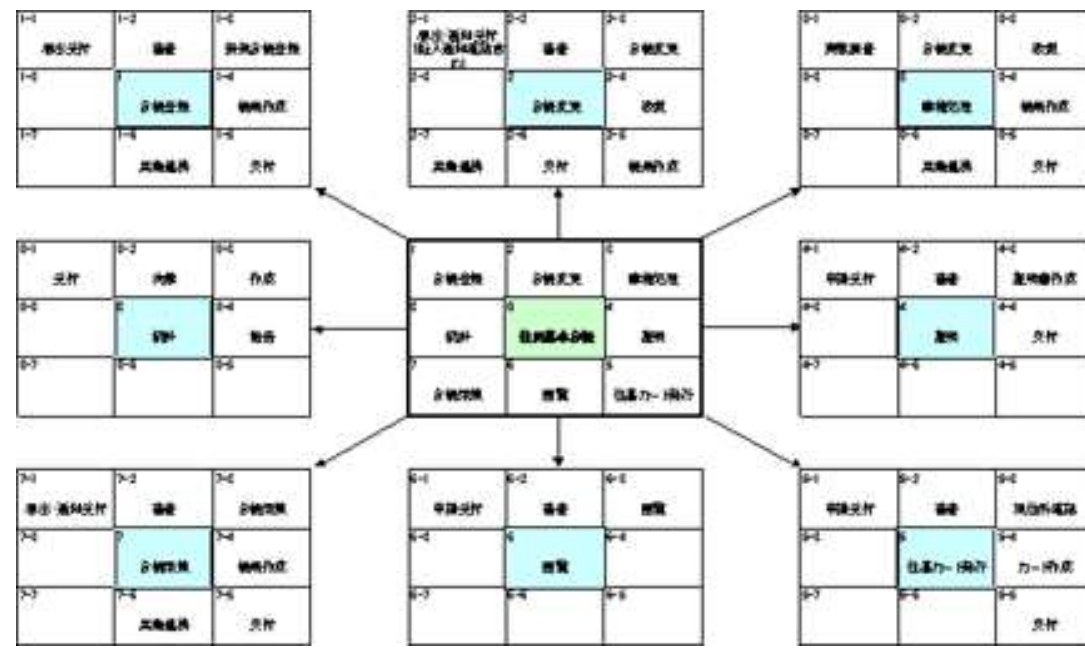
トップページ > IV. 資料編1 表記方法 > 業務分析の様式 > 機能分析表(DMM)

2) 機能分析表(DMM)

☆ 様式の概要

機能分析表(Diamond Mandara Matrix: DMM)とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化(分割・階層化)していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにするための表です。

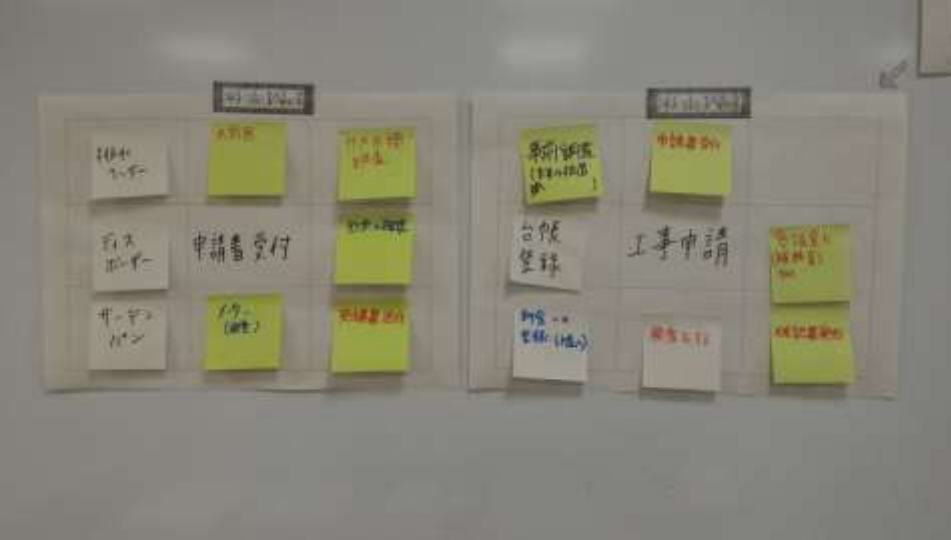
☆ 表記方法



図「機能分析表(DMM)の例」

業務の機能分析表 (DMM : Diamond Mandara Matrix)

機能分析表(DMM) 作業状況



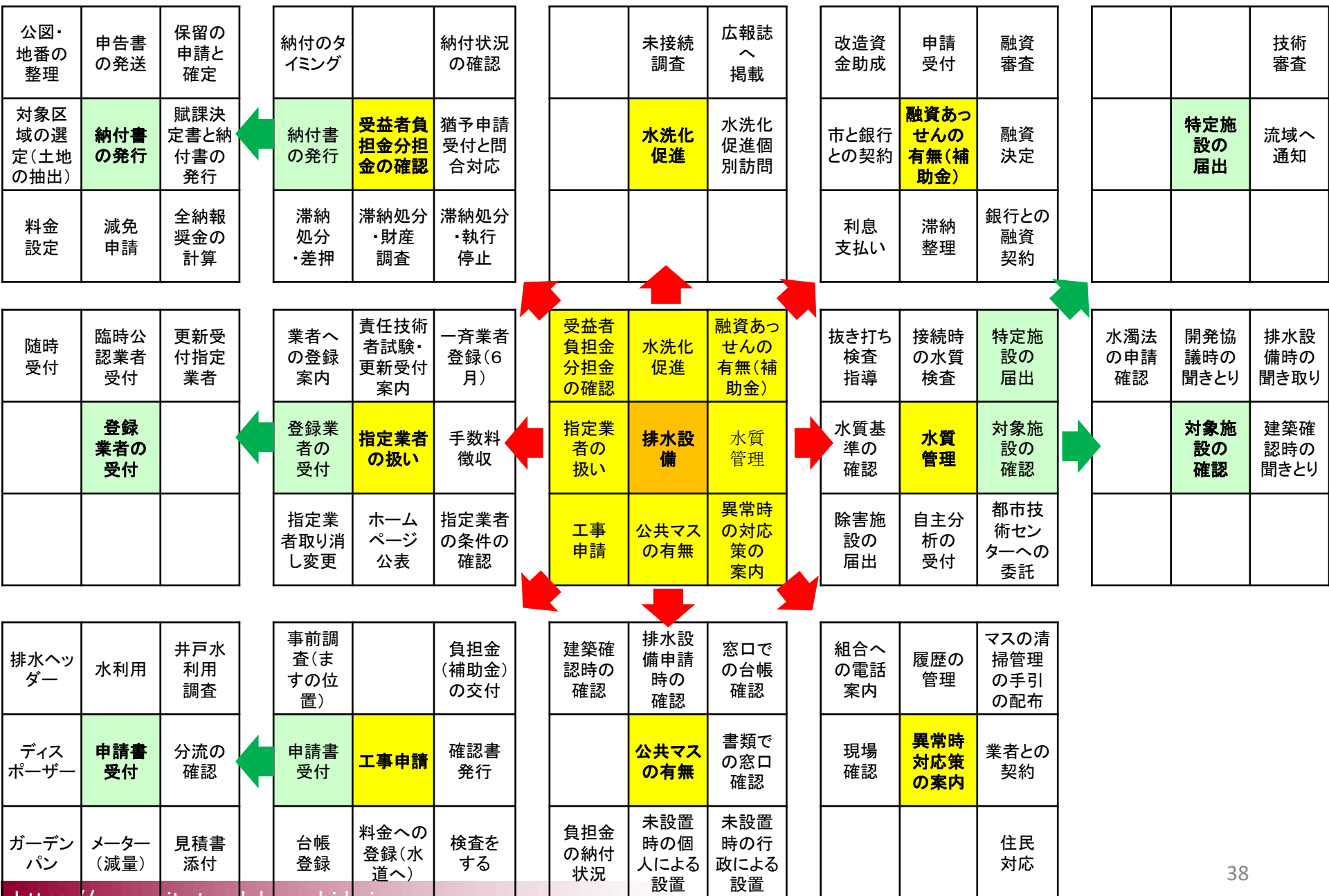
“排水設備”にかかる事務の要素を、4市町村担当で抽出すると共に、市町村ごとの事務処理の差異を確認し、個々の事務処理を分類しています。

業務分析（DMM：Diamond Mandara Matrix）



“排水設備”にかかる事務要素の抽出により、互いの差異を踏まえたうえで、共通認識としての事務処理の全体像がまとめられました。

DMM機能分析結果(排水設備)



業務手順の見える化 (Data Flow Diagram)

総務省自治行政局 自治政策課



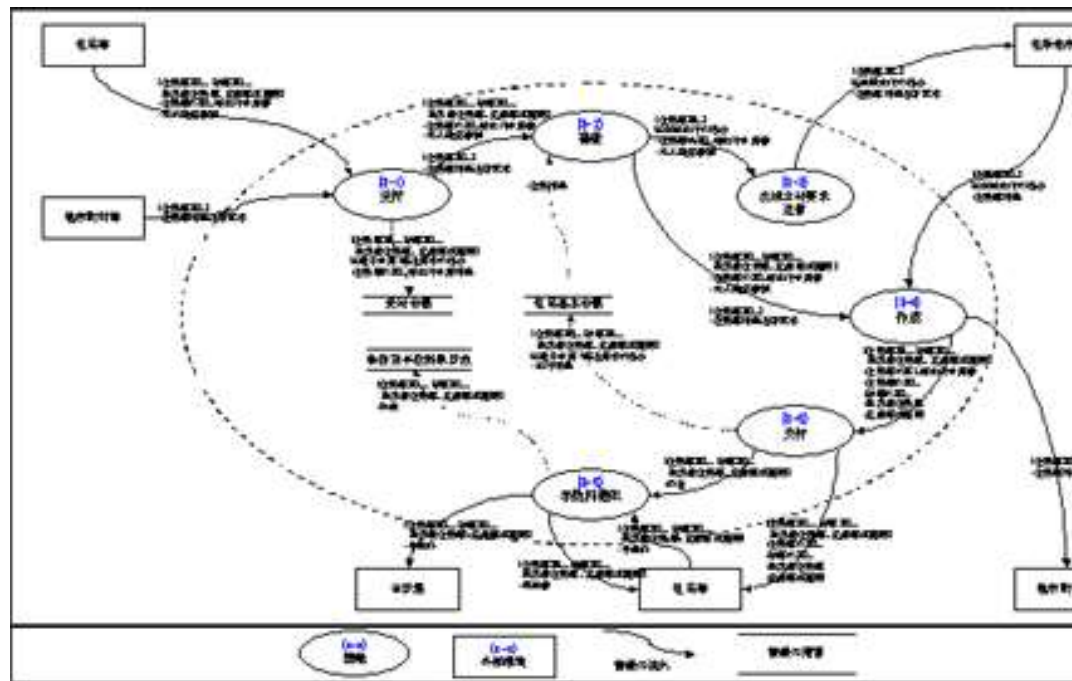
トップページ > IV. 資料編1 表記方法 > 業務分析の様式 > 機能情報関連図(DFD)

3) 機能情報関連図(DFD)

☆ 様式の概要

機能情報関連図(Data Flow Diagram:DFD)とは、DMMの作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにするためのものです。

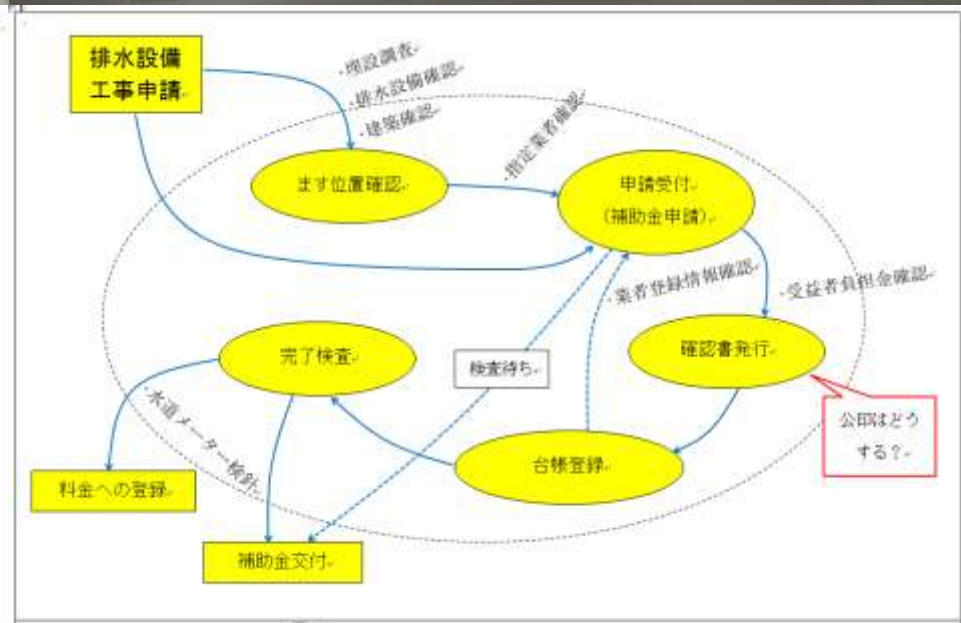
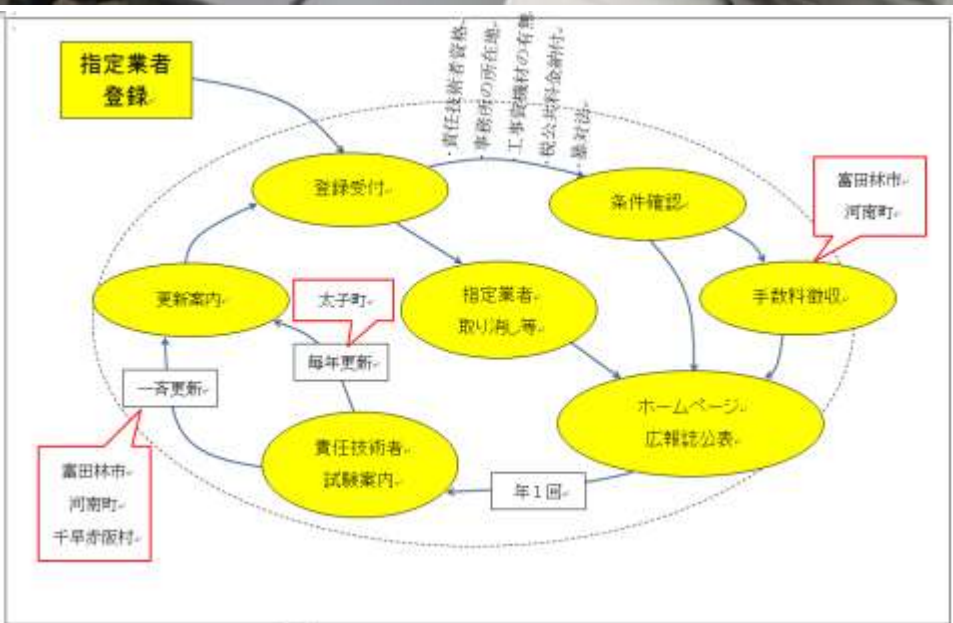
☆ 表記方法



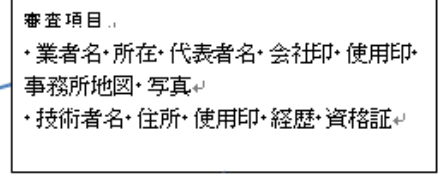
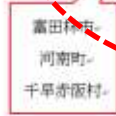
図「機能情報関連図(DFD)の例」

http://www.soumu.go.jp/denshijiti/system_tebiki/hyouki/gyomu/2a-3_dfd.htm

機能情報関連図(Data Flow Diagram:DFD) 作業状況



【HS-LP 業者登録の受付】





機能分析表 (Diamond Mandara Matrix: DMM) との連携を符号化により強化しました

DMM 機能分析結果 (HS-排水設備)

N			B			C			D			K		
申告書の発 送	保留の申請 と確定		納付のタ ミ ン グ	公園・地番の 整理	納付状況の 確認		未接続調査	広報誌への 掲載		申請受付	融資審査		届出受付	技術審査
N	融資の 決定	賦課決定書 と納付書の 発行	B	受益者 の 決定	猶予申請受 付と問合対 応	C	水 洗 化 促 進	水 洗 化 促 進 個 別 訪 問	D	銀行との 融資契約	融資あっ せんの有無 (補助金)	K	排水設備 の 確認	流域へ通知
	減免申請	全納報奨金 の計算		滞納処分 ・差押 ・財産調査 ・執行停止	料金設定					利息支払い	滞納整理			
P			J			A			E			L		
臨時受付	一斉受付	更新受付	業者への登 録案内	責任技術者 試験・更新受 付案内		受益者負担 金	水 洗 化 促 進	融資あっ せんの有無 (補助金)	抜き打ち検 査指導	接続時の水 質検査	特定施設の 届出	水濁法の申 請確認	開発協議時 の開きとり	排水設備時 の開き取り
P	業者登録 案内	手数料徴収	J	指定業者の 届		指定業者の 扱い	排水設備 の 確認	水 質 管 理	E	水質基準の 確認	対象施設の 確認	L	対象施設の 確認	建築確認時 の開きとり
	公認証発行	台帳登録		業者指定取 消	指定業者の 実態確認		排水設備 工事	公共マスの 有無確認		除害施設の 届出	自主分析の 受付		指導支援 業務委託	
R			H			G			F			M		
排水ヘッダ ー	水利用	井戸水利用 調査	事前調査(マ スの位置)	申請審査申 請書受付	負担金(補助 金)の交付	建築確認時 の確認	排水設備申 請時の確認	窓口での台 帳確認	組合への電 話案内	履歴の管理	マスの清掃 管理の手引 の配布	1	2	3
R	排水設備 の 確認	分流の確認	H	申請審査	排水設備 確認書発行	G	公共マスの 有無	書類での窓 口確認	F	現場確認	業者発注	M	8	0
	ディスポーザ ー												4	
ガーデンパ ン	メーター(減 量)	見積書添付	台帳登録	料金への登 録(水道へ)	検査をする	負担金の納 付状況	未設置時の 個人による 設置	未設置時の 行政による 設置	担当者処理	作業員指示	住民対応		7	6
													5	



機能分析表 (Diamond Mandara Matrix: DMM) との連携を符号化により強化しました

DMM 機能分析結果 (HS-排水設備)

N			B			C			D			K		
申告書の発送	保留の申請と確定		納付のタイミング	公園・地番の整理	納付状況の確認		未接続調査	広報誌への掲載		申請受付	融資審査		届出受付	技術審査
納付書の発行	賦課決定書と納付書の発行		納付書の発行	受益者負担金	猶予申請受付と問合対応		水洗化促進	水洗化促進個別訪問		銀行との融資契約	融資あっせんの有無(補助金)		特定施設の届出	流域へ通知
減免申請	全納報奨金の計算		滞納処分・差押・財産調査・執行停止	対象区域の選定(土地の抽出)	料金設定					利息支払い	滞納整理			
P			J			A			E			L		
臨時受付	一斉受付	更新受付	業者への登録案内	責任技術者試験・更新受付案内		受益者負担金	水洗化促進	融資あっせんの有無(補助金)		抜き打ち検査指導	接続時の水質検査	特定施設の届出	水濁法の申請確認	開発協議時の開きとり
ウェブサイト公表	業者登録の受付	手数料徴収	業者登録の受付	指定業者の扱い		指定業者の扱い	排水設備	水質管理		水質基準の確認	水質管理	対象施設の確認	対象施設の確認	建築確認時の開きとり
公認証発行	台帳登録	審査・決裁	業者指定取消	指定業者の実態確認		排水設備工事	公共マスの有無確認	異変時の対応策の案内		除害施設の届出	自主分析の受付	指導支援・業務委託		
R			H			G			F			M		
排水ヘッダー	水利用	井戸水利用調査	事前調査(マスの位置)	申請審査申請書受付	負担金(補助金)の交付	建築確認時の確認	排水設備申請時の確認	窓口での台帳確認		組合への電話案内	履歴の管理	マスの清掃管理の手引の配布	1	2
ディスプレイ	申請審査	分流の確認	申請審査	排水設備工事	確認書発行		公共マスの有無確認	書類での窓口確認		現場確認	異常時の対応策の案内	業者発注	8	0
ガーデンパン	メーター(減量)	見積書添付	台帳登録	料金への登録(水道へ)	検査をする	負担金の納付状況	未設置時の個人による設置	未設置時の行政による設置		担当者処理	作業員指示	住民対応	7	6
													5	

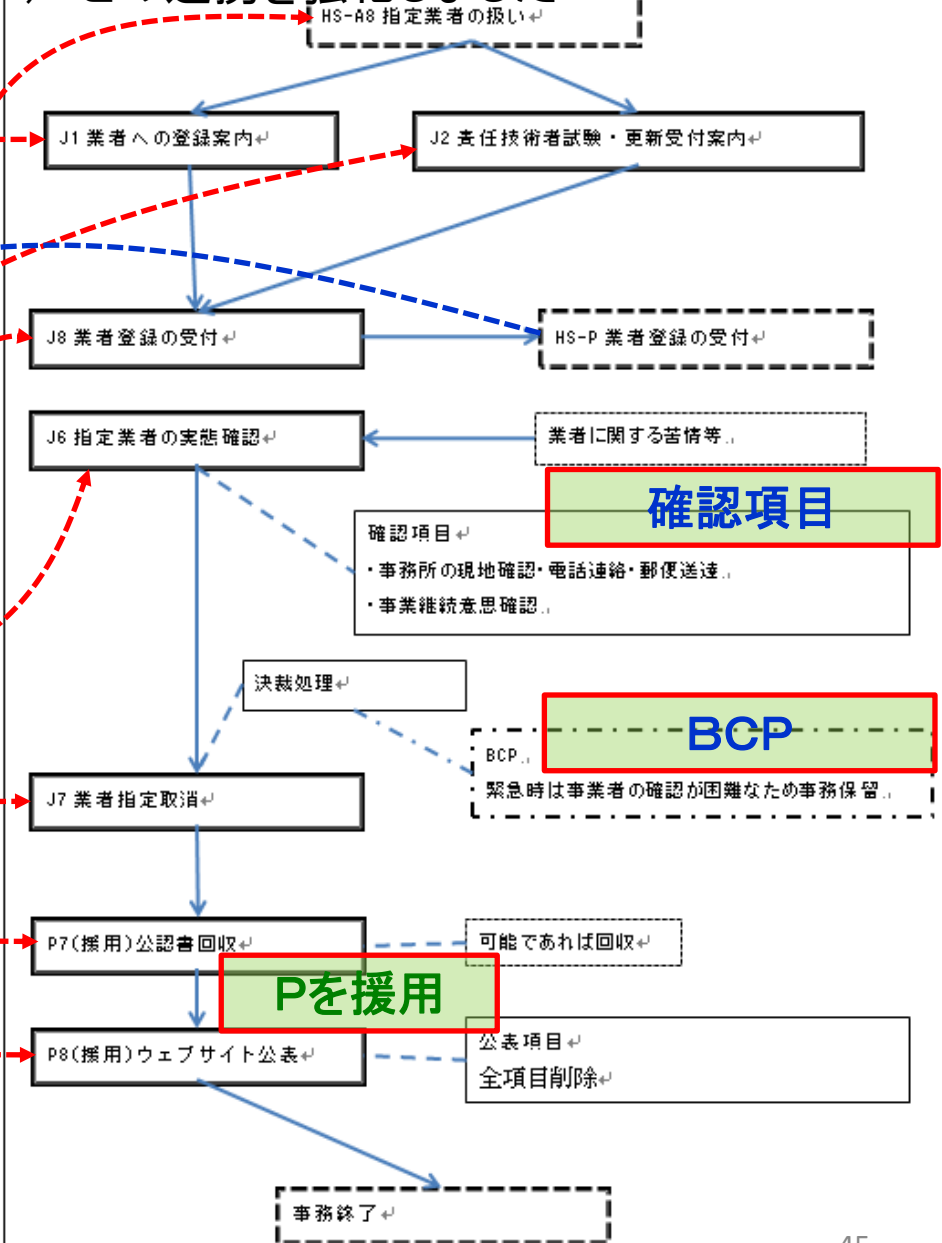
機能分析表(Diamond Mandara Matrix:DMM) との連携を強化しました

DMM 機能分析結果 (HS-排水設備)

N	B			C		
	申告書の発 送	保留の申請 と確定	納付のタイ ミング	公園・地番の 整理	納付状況の 確認	
	納付書の発 行	賦課決定書 と納付書の 発行	納付書の発 行	受益者負担 金	猶予申請受 付と問合せ 対応	
	減免申請	全納報奨金 の計算	滞納処分 の差押	対象区域の 指定(土地の 利用制限)	納付状況の 確認	
P	J			A		
臨時受付	一斉受付	更新受付	業者への登 録案内	責任技術者 試験・更新受 付案内	受益者負担 金	
ホームページ公表	業者登録の 受付	手数料徴収	業者登録の 受付	指定業者の 扱い	指定業者の 扱い	
公認証発行	台帳登録	審査・決裁	業者指定取 消	指定業者の 実態確認	排水設備 工事	
R	H			G		
排水ヘッド 工事	水利用	井戸水利用 調査	事前調査(マ スの位置)	申請審査申 請書受付	負担金(補助 金)の交付	建築確認時 の確認
ディスプレイ	申請審査	分流の確認	申請審査	排水設備 工事	確認書発行	
ガーデンパ ン	メーター(減 量)	見積書添付	台帳登録	料金への登 録(水道へ)	検査をする	負担金の納 付状況

HS-J 指定業者の扱い

J



作業部会のイメージ

下水道ってどんな
事務があるの？
あらためて言われ
ると・・・



事務の書き出し

4市町村がそれぞれ
に、どんな事を行っ
ているのかを確認で
きた。

付箋紙

事務の分類と整理

さらに、事務の分類
作業を通じて、「事
務手順」や「用語の
意味」の違いが理解
できた。



時間外には。
何よりも大切な、
「仲間意識」の
醸成も図った。



DMM機能分析表として
まとめることで、共同
化における事務のイ
メージを共有できた。



個々の事務の手順まで
確認することで、事務
ごとの共同化の難易度
が整理できた。



事務フロー作成

下水道事務の見える化

事務体系を再構築



広域化対象事務の抽出

第2回南河内4市町村下水道事務広域化協議会(平成29年9月9日)資料

(1)協議会設立までの経緯

■現状

- ①ベテラン職員の退職
- ②老朽化施設の急増
- ③人口減少
- ④組織体制の縮小

■ 課題

- ①住民サービスの低下の懸念
- ②維持管理費用の増加
- ③使用料収入の減少
- ④下水道技術の継承

■ 解決方法

市町村の枠を越えた広域的な連携・協力が有効

**南河内4市町村
下水道事務広域化協議会の設立(H28.8.5)**

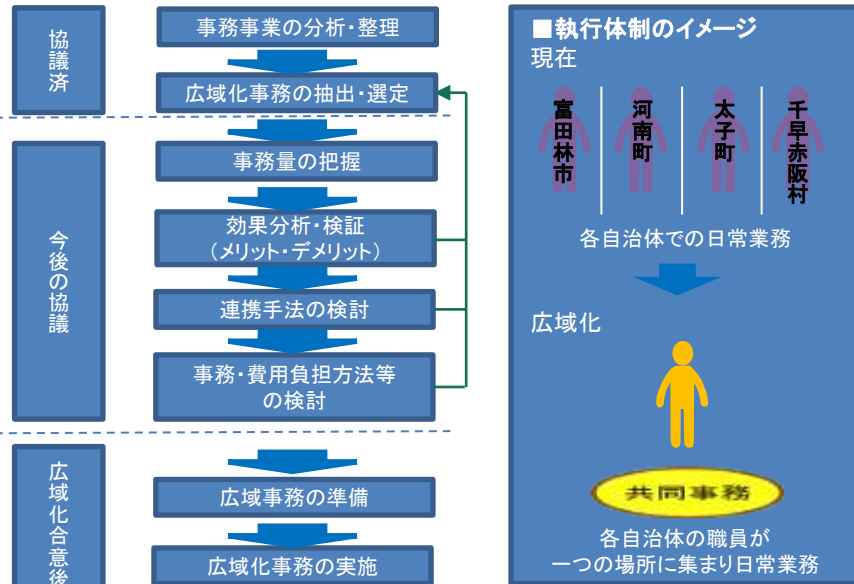
■ 目標・効果

- ①住民サービスの維持・向上
- ②下水道事務の効率化
- ③下水道職員のレベルアップ
- ④技術継承

■協議会構成員



(3) 広域連携の実現に向けて



(2) 広域連携業務の検討

■ 検討手法

作業部会での業務分析により、主な下水道事務である【計画】【工事】【排水設備】【維持管理】【調査】【経理】について事務事業の抽出を行い、業務の流れを「フローチャートで見える化」し、広域連携の対象業務を選定した。

[illegible]

■広域連携について可能性が見えてきた業務

業務項目	主な業務内容	広域連携の可能性	広域連携に伴う効果
①計画	下水道の整備・維持管理に関する計画策定	高い	4市町村での計画策定、パッケージ化が図れる
②工事	設計・積算・現場管理	高い	設計・積算事務の共同化が図れる
③維持管理	下水道施設の維持管理	高い	緊急時に統一窓口での対応が図れる
④排水設備	工事申請受付、検査	高い	台帳統合により申請窓口の統一化が図れる
⑤調査	国及び府からの調査業務	高い	基礎数値の共有により統一作業が可能
⑥経理	決算関係、起債申請、一般会計繰入事務	中長期的な検討が必要	会計制度が異なるため

(4) 今後の取り組み

平成30年4月1日の事業開始をめざし、今後さらなる検討を進める。また、役割や費用負担についても、随時調整を行い段階的に協議を進める。

広域連携について可能性が見えてきた業務

業務項目	主な業務内容	広域連携の可能性	広域連携に伴う効果	例
①計画	下水道の整備・維持管理に関する計画策定	高い	4市町村での計画策定、パッケージ化が図れる	ストックマネジメント計画、各種個別計画
②工事	設計・積算・現場管理（実施設計等）	高い	設計・積算事務の共同化が図れる	工事実施設計
③維持管理	下水道施設の維持管理（BCP等）	高い	緊急時に統一窓口での対応が図れる	水質管理、BCP
④排水設備	工事申請受付、検査	高い	台帳統合により申請窓口の統一化が図れる	指定業者登録
⑤調査	国及び府からの調査業務	高い	基礎数値の共有により統一作業が可能	台帳データ共通化検討
⑥経理	決算関係、起債申請、一般会計繰入事務	中長期的な検討が必要	会計制度が異なるため	公営企業会計導入検討

共同処理を行う事務（排水設備）

項 目	広域連携の取組内容	各 市 町 村 の 実 施 状 況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		収入 (千円)	事務処理における特記事項			
排水設備 指定業者 登録等事務 【条例規定事務】	これまで各市町村の条例に基づき下水道管理者の権限で指定していた指定業者登録を富田林市に一元化することにより事務等の効率化及び事業者の手続きの負担軽減を図る。	富田林市 事務量 0.04人	5年平均: 626 1. 事業内容(平成24～28年) ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 2. 指定業者 238者(うち、町村重複211者) 3. 登録手数料等(平成24～28年計) ①指定申請 10,000円/件 ②責任技術者登録 2,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 3,132千円/年	【共同処理方法】 指定業者の登録事務を富田林市に一元化し、登録情報を3町村に提供する。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。 協定: 地方公共団体間での自治法による事務委任となり法定協定に関する府協議と議会の議決が必要	◎定量的な事業効果 3町村の登録事務がなくなる。富田林市と重複していない業者数は27者と富田林市の約1割であるため、事務量の負担は軽微である。 ◎定性的な事業効果 ①登録事務の効率化 ②事業者手続きの負担軽減	○
		太子町 事務量 0.02人	1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 2. 指定業者 61者(うち、市重複50者) 3. 登録手数料等 なし	【実施方法】 富田林市において登録事務を行う。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。 受託者: 富田林市 委託者: 太子町、河南町、千早赤阪村	◎対象者への影響 ①多くの対象者にとって重複申請がなくなる。 ②富田林市と河南町に登録している業者(61者)は登録費用を節減できるが、河南町のみに登録している業者(12者)は次回更新時より登録料が倍増する ③太子町・千早赤阪村のみに登録(無料)している業者(15者)は次回更新時より登録料が発生する。	
		河南町 事務量 0.08人	5年平均: 160 1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 2. 指定業者 83者(うち、市重複61者) 3. 登録手数料等 ①指定申請 5,000円/件 ②責任技術者登録 1,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 803千円/年	【手数料】 富田林市の例により、収入は富田林市の収入とする。 【幹事市】 幹事市: 富田林市 【事務局】 事務局: 富田林市下水道課 【負担割合】 なし 【その他】 条例関連: 排水設備指定業者にかかる条例の整理が必要で、既存の登録期間の扱いについての経過措置も必要	④増減額(各者の技術者を1名として試算) 61@△6000=△366千円 12@6000= 36千円 15@12000= 180千円 △150千円/5年	
		千早赤阪村 事務量 0.03人	0 1. 事業内容(平成29～33年度まで) ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録(新規・更新) 2. 指定業者 41者(うち、市重複34者) 3. 登録手数料等 なし			
		合計	5年平均: 786			



共同処理を行う事務（水質管理）

項 目	広域連携の取組 内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同 処理 の可 否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
水質管理 事務	専門事業者に 補助を委託して実 施している特定事 業所に対する放 流水質等の検査 指導を行う事務で、 広域化による検査 日程の調整により 若干の効率化が 期待できる。また 職員が多く事例 に触れられるため 職員の技術向上 が期待できる	富田林 市 事務量 0.11人	2,766 1. 事業内容(平成28年度) ①特定事業所における放流水質を検査指導する 事務で専門事業者に補助を委託している。また、 飲食店等の油水分離槽の維持管理指導への 同行も委託している。 ②検査指導日数 28日 ③対象事業所 60件 2. 発注方法 特命随意契約(都市技術センター) 3. 契約金額 2,766千円	【共同処理方法】 現在、大阪市の外郭組織(都市技術センター)と の随意契約で実施している水質管理補助業務の検 査日程を調整することで、実働日数を削減すると もに、現在、水質管理補助業務を実施していない 町村も水質相談等を受けられるものとする、 協定: 不要 【実施方法】 富田林市と河南町がそれぞれ都市技術センター に委託している水質管理補助業務の仕様を調整し、 業務の効率化を図る。 【幹事市】 幹事市: 富田林市 【事務局】 事務局: 富田林市下水道課が調整を図る 【負担割合】 両市町の水質管理補助業務費用を対象施設数 で案分する。 【その他】 水質管理対象施設がない2町村の職員研修とし ての参加を促す。	◎定量的な事業効果 事務量の削減はないが、指導日数の削 減により200千円程度の事業費削減が見込 める。 ◎定性的な事業効果 ①検査報告書を共有することで町村にお ける検査指導技術の向上が期待できる ②水質管理指導に関する相談体制の整 備が図れる ◎対象者への影響 ①受託者における業務の効率化が期待 できる。	○
		太子町 事務量0 人	0 1. 事業内容 該当施設なし			
		河南町 事務量 0.01 人	275 1. 事業内容(平成28年度) ①特定事業所における放流水質を検査指導する 事務で専門事業者に補助を委託している ②検査指導日数 2 日 ③対象事業所 4 件 2. 発注方法 特命随意契約(都市技術センター) 3. 契約金額 275千円			
		千早赤 阪村 事務量0 人	0 1. 事業内容 該当施設なし			
		合計	3,041			

共同処理を行う事務(実施設計)

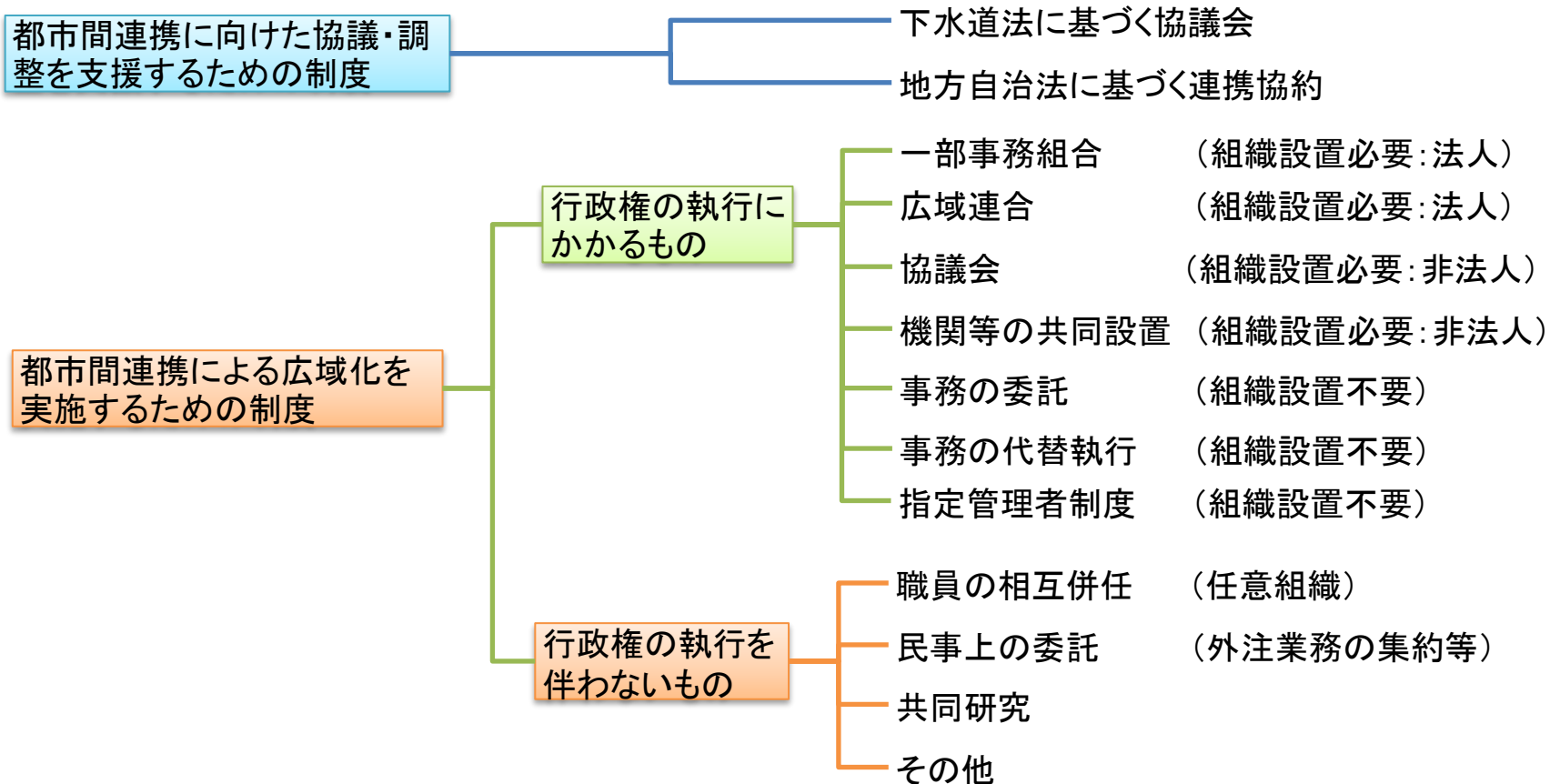
項 目	広域連携の取組 内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同 処理の 可 否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
工事実施 設計	下水道工事の 設計積算のため に委託している工 事実施設計を共 同発注し、受託者 との協議打ち合わ せを共同で行うこ とで、職員の技術 力の維持向上を 図る。 また富田林市に 事務委任する場 合は、事務等の 効率化も図ること ができる。	富 田 林 市 事務量 0.08人	16,880 1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 2件/年 ③設計延長 1.01km/年 2. 発注方法 一般競争(電子入札) 3. 契約金額 16,880千円/年 4. 打ち合わせ回数 5回/年	【共同処理方法】 下水道技術の習得に繋がる設計コンサルタントと の協議を共同で実施するため、町村業務を富田林 市に事務委任するか、又は共同発注により同一コン サルタントに委託するなどし、共同協議を実現する。 【実施方法】 事務委任の場合は民事契約による事務委任を行 い、共同発注の場合は民事契約による協定を締結 する。 協定:外部発注業務を他の自治体に委託集約する については、「行政権」執行に該当しないた め、民事契約による委託協定が可能。 【幹事市】 幹事市:富田林市 【事務局】 事務局:富田林市下水道課 【負担割合】 事務委任の場合は業務単価(/km)による業務価 格及び事務費を委託町村が負担する。 共同発注の場合は負担なし 【その他】 町村の業務量に応じて必要とする設計業務のみ を共同処理の対象として選択できるものとする。な お30年度は町村での実施設計予定はない。	◎定量的な事業効果 事務委任の場合 事務量全体で約0.16人の削減 共同発注の場合 事務量の削減はなし ◎定性的な事業効果 事務委任の場合 ①発注検査業務の効率化 共同発注の場合 ①業者選定事務の削減 ②共同打合せにより職員技術力の維持向 上が期待できる ◎対象者への影響 事務委任の場合 ①共同打合せによる工数の削減と報告書 の一本化による経費削減が図れる 共同事務の場合 ①共同打合せにより工数の削減が図れる	○
		太子町 事務量 0人	0 1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 0件/年(過去5年で28年度の1件のみ) ③設計延長 0.3km/年 2. 発注方法 指名競争入札 3. 契約金額 4,324千円/年 4. 打ち合わせ回数 6回/年			
		河南町 事務量 0.16人	3,283 1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 1件/年 ③設計延長 0.9km/年 2. 発注方法 一般競争 3. 契約金額 3,283千円/年 4. 打ち合わせ回数 5回/年			
		千 早 赤 阪村 事務量 0人	0 1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 0件/年(5年程度は発注済) ③設計延長 0km/年(") 2. 発注方法 指名競争入札(過去の実績より) 3. 契約金額 0千円/年 4. 打ち合わせ回数5回/年(過去の実績より)			

広域連携手法の検討

広域連携手法の抽出

広域連携の手法は、都市間連携に向けた協議・調整を「支援する」ための制度と都市間連携による広域化を「実施する」ための制度に大別される。以下で広域化を「実施する」ための制度について抽出を行った。

事務処理の共同処理において広域化を実施するための制度は、大別して「行政権の執行にかかるもの」と「行政権の執行を伴わないもの」に分類される。「行政権の執行にかかるもの」は各議会の承認を得る必要があるため、手続きに時間を要する。「行政権の執行を伴わないもの」は議会承認が不要であり、関連事業体間での覚書や協定等の締結のみのため、比較的容易に事務の共同処理が実施できる。



※ 「行政権の執行」とは、個人等に対する義務、権利の制限、許認可処分など公権力行使となる法律行為を指し、業務発注、調査研究、事務処理等の事実行為は行政権の執行には含まない。

連携手法の形態と南河内4市町村における適用

① 「行政権の執行にかかる法律行為」

同じ手続きで実施している行政権の執行にかかる事務を広域化する。⇒事務の委託による効率化

② 「行政権の執行を伴わない事実行為」

行政権の執行を伴わない業務委託等の事務を1市町村に集約して実施する。なお、受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど、技術学習の機会の確保に努める。⇒民事上の委託による効率化と技術継承

③ 「課題検討・研究」

事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探る。⇒共同研究による技術継承

	① 事務の委託	① 民事上の委託	① 共同研究
概要	法律行為の共同化	事実行為の共同化	課題・知見・技術の共有化
説明	行政権の執行にかかる排水設備に関する許認可等、広域化が容易な事務から、順次事務の委託を実施して事務の広域化を推進する。さらに事務のパッケージ化を進めてさらなる広域化を図る。	行政権の執行を伴わない外注業務等を1市町村に集約して実施する。なお受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど広域全体の技術力の維持向上を図る。	事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探り、広域全体の事務・技術力の維持向上を図る。
想定される実施体制	地方自治法の定めに基づき、3町村が富田林市に事務を委託する。	民事上の契約として町村が富田林市に業務を委託し、富田林市に業務を集約して実施する。	会場を持回りするなど、参加しやすい環境を醸成し、広域化推進に向けた課題検討・研究会を定期的に開催する。

- a. 実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの。⇒短期での実施
- b. 実施に向けて法手続き等が必要なもの。⇒中期での実施
- c. 実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの。⇒長期での実施



想定される広域化の段階と事務項目

		短 期	中 期	長 期	摘 要
広域化の段階		法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
目標年次（例示）		2018～2022※1	2021※1～2022※1	2023※1～	※1未定
広域化の手法	共同研究 （基本協定）	業務継続計画（BCP） 緊急対応（非常時） 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整			課題検討・研究会を定期的に開催
	民事上の委託 （基本協定） & （個別委託契約）	水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃	各種計画・工事設計（多岐展開） 各種システム構築（施設台帳等） 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理（通常時対応、合特対象） 維持管理（異常時の対応案内、ハザードマップ等） マンホールポンプの維持管理（合特対象）	富田林市に業務を集約
	事務の委託 （事務委任規約）		排水設備指定業者登録	排水設備（公共ますの有無確認、確認申請等） 占用、開発協議 計画・調査	富田林市に事務を委託

広域事務の実施に向けて

これまでの検討を踏まえた今後の方向性

1 各種システムの連携について

広域化においては、下水道の各種事務の基礎資料となる下水道台帳システム、業務や工事発注に関する積算システム、公営企業会計の費目設定等に関する会計システムなどの各種システムについて、そのデータ仕様等の共通化を図る必要がある。

2 技術継承について

地方自治法による事務の委託と民事上の委託は、一般的には受託自治体の責務で事務が実施され委託自治体が業務内容に関わることがなくなるため、委託自治体においては技術が継承できなくなる。広域化において構成市町村全体の技術力の維持継承を図るためには、受託した事務の各種協議等に委託自治体も参加できる環境を整える必要がある。

3 費用負担割合について

事務項目ごとに各市町村の業務割合が異なるが、事務項目ごとに費用負担割合を算定するにつき、構成市町村の事業量がその算定根拠として利用されることが想定される。なお、個別の業務に関して受委託する場合は、その都度、その業務数量により設定することも考えられる。

4 行政権の有無による広域化手法の違いについて

行政権の執行にかかる事務の委託を行う場合、委任規約等の範囲内において委託自治体の行政権は受託自治体に移動し、委託自治体は当該事務を管理執行する行政権を失うこととなる。また事務の代替執行を行う場合、委託自治体の行政権は受託自治体に移動せず、受託自治体は委任規約等の範囲内において、委託自治体の行政権を代替執行することとなる。したがって、事務の委託や事務の代替執行については、行政権の移動(委譲)や代替執行に関して地方自治法の定めによりそれぞれの議会承認や知事への届出が必要となる。

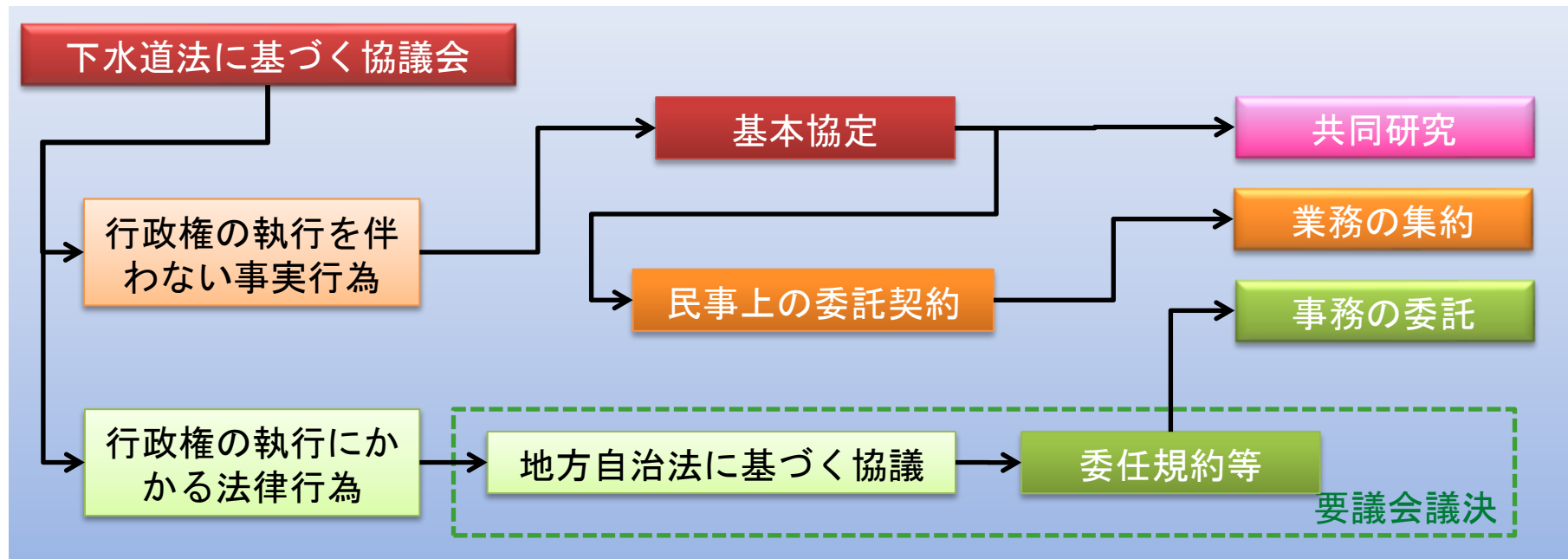
一方で、行政権の執行を伴わない事務については、民事上の委託も認められていることから、事務の広域化においては、事務項目ごとに行政権の有無（法律行為と事実行為）を確認して、広域化手法を選択する必要がある。

下水道法による協議会のスキーム

下水道法第31条の4に基づく本協議会の目的は、南河内4市町村における下水道事務の広域化の可能性を検討することであり、2年間の協議を経て広域、共同化が可能な事務を抽出した。

今後広域化が可能な事務について順次具体的な協議、検討、実施に移行するに当たり、広域事務を進めるための基本合意を行う必要がある。

なお地方自治法に定める事務の委託、代替執行等の行政権の委譲、代替執行等にかかる事務に関する協議に関しては、同法の関連条項に基づき協議を行う必要があることから、下水道法第31条の4に基づく本協議会の合意の範囲は、行政権を伴わない事務の広域、共同化に限るものとする。



富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「4 市町村」という。）は、平成28年8月5日に下水道法第31条の4に基づいて設置した南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会の検討を受けて、下水道事務の相互連携に係る基本的な方針を定めるため次のとおりの基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、下水道事業（以下、浄化槽市町村整備推進事業を含む。）に係る事務の相互連携を図ることで下水道事業を継続的に安定して実施することを目的とする。

（基本方針）

第2条 4 市町村は、前条の目的を達成するために、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する事務及び役割分担）

第3条 4 市町村は、次に掲げる事務について連携する。

（1）技術を継承するための共同研究

（2）アウトソーシング等業務の集約に係る共同処理

2 前項の他、地方自治法第252条の14の規定による事務の委託又は同法第252条の16第1項に規定する事務の代替執行により事務の処理を行う場合は、この基本協定とは別に、同法に基づく規約の作成等の手続きを行うものとする。

（事務の執行及び費用負担等）

第4条 4 市町村は、前条第1項に規定する事務の執行に当たっては、相互に協力し補完し合うものとする。

2 前条第1項に規定する事務の執行に係る費用負担については、事務の内容に応じて4 市町村が応分に負担するものとし、その額については別途協議の上定めるものとする。

（協議）

第5条 4 市町村は、相互連携について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うものとする。

（疑義）

第6条 この基本協定の内容に疑義が生じた場合は、4 市町村が協力して解決するものとする。

附 則

この基本協定は、締結の日から効力を生じる。

この基本協定の締結を証するため、基本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 3月15日

富田林市長	多	田	利	喜
太子町長	浅	野	克	己
河南町長	武	田	勝	玄
千早赤阪村長	松	本	昌	親

これまでの実施項目

令和元年度の取組予定

			実施予定項目	平成31年										平成32年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
共同研究	BCP	緊急時に役立つものにするための課題検討を行い、合同訓練の実施とBCPの内容充実を図る。														
	下水道台帳データ	4市町村の台帳データの共有化を図るためQGISによる仮システムを構築。31年度に共通仕様を検討し、32年度の共同発注をめざす。	共通台帳システム仕様検討(32年度構築予定)													
	ストックマネジメント計画	共同発注に向けた調整（30年度）。交付金申請、負担金協定締結、共同発注の実施等（31年度）	協定締結		契約、事業開始											
	不明水対策検討	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業の情報共有を行う	富田林市PFI事業スタート													
	公営企業導入調整	河南町が31年4月、太子町が32年4月企業会計移行予定につき、不明事項等に関する相談会を行う。														
	水洗化促進	水洗化率の向上に向けて対策の検討を行う。富田林市の事例を情報共有する。	富田林市水洗化支援助成制度スタート													
民事上の委託	水質規制	水質規制に関する包括的支援を目的とした協定（4市町村+都市技術センター）を締結済。水質規制に関する知識向上のための講習会や町村からの技術相談に都市技術センターが対応。														
	ストマネ計画に基づく管路施設の点検・調査	ストマネ計画に基づいた点検・調査業務の共同発注に向けて方針の検討を行う。														
事務の委託	排水設備指定業者登録	排水設備業者登録の一元化について31年12月議会への改正条例提出を目指す。排水設備技術者登録は32年4月に大阪府下水道協会に一元化確実。														
	排水基準等条例改正	技術基準の差異を取り纏め、31年度夏を目途として技術基準を統合する。（条例、規則等を改正する）														
	WG（担当者）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	幹事会（部・課長級）	5ヶ月に1回程度進捗状況の報告を行う。	●					●					●			
	南河内4市町村下水道事務広域化協議会会議	協議会（会議）は重要な案件が生じる際に行う。														
	各市町村交付金要望							施設点検業務 下水道台帳 （予定）								
	議会報告															

BCPにおける南河内4市町村での合同訓練

- 停電時の発電機を用いたMPの仮復旧デモを実施(平成31年1月実施)

平成30年7月発生 of 台風で発生した広範囲の停電により、複数のMPが停止し污水が圧送できない事案が発生！！

合同訓練の内容

①発電機と延長コードを用意する



③制御盤内のブレーカー類を切にする



⑤電源切換カバースイッチを切換える



②制御盤内のポンプ切替スイッチを切にする



④制御盤内の電源プラグと延長コードを接続する



⑥発電機を作動させる



BCPにおける南河内4市町村での合同訓練

⑦制御盤内ブレーカー類を投入する。



⑧制御盤内のポンプ切り替えスイッチを手動に、マンホール内の汚水を排水



⑨-1水位が下がった事を確認して、



⑨-2ポンプ切替スイッチを自動に戻す



⑩制御盤内のブレーカー類を切にする



⑪発電機の電源を落とす



⑫電源切換カバースイッチを切換える



⑬-1制御盤内の電源プラグと延長コードを抜く



⑬-2延長コードと発電機を片付ける



下水道台帳システムの共同化について

経緯

- OS（ウィンドウズ7）の保守が終了
- 現在の台帳システムが新システムに移行（ウィンドウズ10が必要）
- 広域での台帳整備については交付金の活用が可能



共同発注について検討を開始

下水道台帳システムの共同化による費用効果について (導入予定3自治体)

単独で導入した場合

単位: 千円

	ライセンス数	見積額
富田林市	5	24,552
河南町	1	7,766
千早赤阪村	1	5,808
合計	7	38,126



全額単費での負担

共同で導入した場合

単位: 千円

	見積額	国費(50%)	起債(45%)	一般会計(5%)
3自治体	36,344	18,172	16,354	1,818



負担額 18,172千円 (起債含む)

共同での導入により国費及び起債の充当が可能

下水道台帳システムの共同化による費用効果について (導入予定3自治体)

負担額の算出案(負担割合をライセンス数とした場合)

単位: 千円

	ライセンス数	負担予定額
富田林市	5	<u>12,980</u>
河南町	1	<u>2,596</u>
千早赤阪村	1	<u>2,596</u>
合計	7	<u>18,172</u>

共同で導入することにより約52%のコストダウン

(1) 南河内4市町村のSM計画策定状況

- ・富田林市
平成29年度に策定済
- ・河南町
平成31年度策定予定
長寿命化支援制度が平成32年度まであり
- ・太子町
平成31年度策定予定
- ・千早赤阪村
策定予定なし(未普及事業を優先)

未着手

(2) 平成30年度広域化協議会SM勉強会

コンサルタント(国支援)によるSM計画の勉強会を実施

共同発注の提案

- ・設計価格の削減(設計金額で約50%)
- ・共同打合せによる技術継承
- ・管理方針の統一による点検調査・修繕改築の業務集約

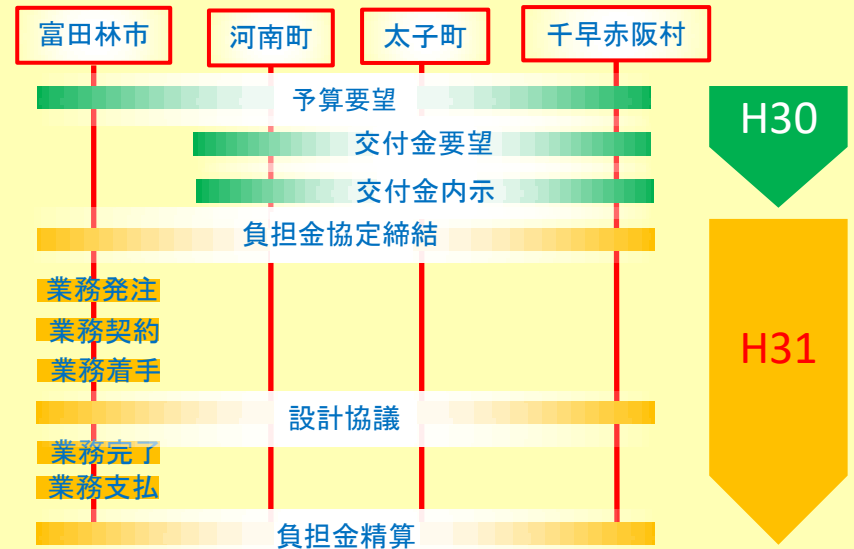
3町村が共同発注に合意(集約先が…)

- ・3町村からストマネ計画の内容を理解している富田林市へ事務の集約(共同発注)を打診

- ・富田林市でもSM経験技術者育成の必要がある

富田林市が共同発注

(3) 業務の流れ



■事務処理について

- ・交付金要望は各町村で行う
- ・4市町村で委託業務負担金協定を締結し、業務完了後3町村は富田林市へ事務費(契約額の6.5%)を上乗せした額を負担金として支払う。

■負担割合について

- ・管路施設に係る価格 供用開始面積で按分
- ・ポンプ施設に係る価格 マンホールポンプの基数で按分

(4) 今後の予定

平成30年11月	社会資本整備総合交付金本要望(済)
平成31年05月	ストマネ計画策定業務の共同発注における協定締結
平成31年05月	業務発注

南河内3町村ストックマネジメント計画策定業務の共同発注における実施協定

富田林市（以下「甲」という。）と太子町（以下「乙」という。）、河南町（以下「丙」という。）及び千早赤阪村（以下「丁」という。）は、南河内3町村ストックマネジメント計画策定業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、南河内4市町村下水道事務の相互連携に係る基本協定第3条(2)アウトソーシングの共同処理に基づき、乙、丙及び丁所有している下水道施設の管理方針を定める下水道ストックマネジメント計画において、甲が業務を一括発注するものとする。

（名称）

第2条 業務名は、（元）南河内3町村下水道ストックマネジメント計画策定業務とする。

（業務の執行）

第3条 4市町村は、前条に規定する業務の執行に当たっては、相互に協力し補完し合うものとする。また、業務実施に伴い必要となる関係法令に基づく手続き等についても協力するものとする。

（履行期限）

第4条 4市町村は、協定締結の翌日から、令和 2年 3月31日までに業務を完了するものとする。ただし、不可効力もしくはその他の理由により業務が遅延し、上記期日までに完了しない場合には、別途協議する。

（変更）

第5条 業務内容を変更する必要がある場合は、別途協議して定めるものとする。

（費用負担及び支払い）

第6条 費用負担及び支払いについて、次のように定める。

1. 乙、丙及び丁は、業務に関する費用に甲が定める事務費を加算した額を負担するものとする。なお、費用の内訳については別紙1のとおりとする。
2. 支払いの時期及び支払いの方法については、4市町村で協議して定めるものとする。

南河内3町村ストックマネジメント計画策定業務の共同発注における実施協定

（3町村の負担率）

第7条 負担率について、次のように定める。

1. 管路施設に係る費用については供用開始面積の割合で負担するものとする。
2. ポンプ施設に係る費用についてはマンホールポンプの基数割合で負担するものとする。

（精算）

第8条 精算について次のように定める。

甲は、業務が完了した時は速やかに乙、丙及び丁に経費の内訳を通知すると共に確認を受け、費用の精算をするものとする。

（成果品の帰属）

第9条 第8条で精算された成果品の所有権は、乙、丙及び丁に帰属するものとする。

（損害負担）

第10条 業務の実施に伴って生じた損害は、4市町村それぞれの責に帰するものとする。

（疑義等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度4市町村で協議して処理するものとする。

この協定の締結の証として本書4通を作成し、それぞれの記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年5月22日

富田林市長	吉村善美
太子町長	浅野克己
河南町長	武田勝玄
千早赤阪村長	松本昌親

		太子町	河南町	千早赤阪村	合計
面積 (ha)	汚 水 の み	186	306	206	833
	汚 水 ・ 雨 水 共	56	79	0	
箇所	マンホールポンプ	16	28	16	60
按分 計算	面 積 比 率	0.291	0.462	0.247	
	MP 箇 所 数 比 率	0.267	0.466	0.267	

・ 3町村単独で発注した場合

太子町 2,011万円

河南町 2,268万円

千早赤阪村 1,824万円

合計 6,103万円

・ 3町村共同で発注した場合

合計 3,080万円

なぜ？

単独発注の約50%

積算歩掛は都市局の歩掛を参照



ストックマネジメント実施方針の補正は、面積補正率を乗じることにより行う。

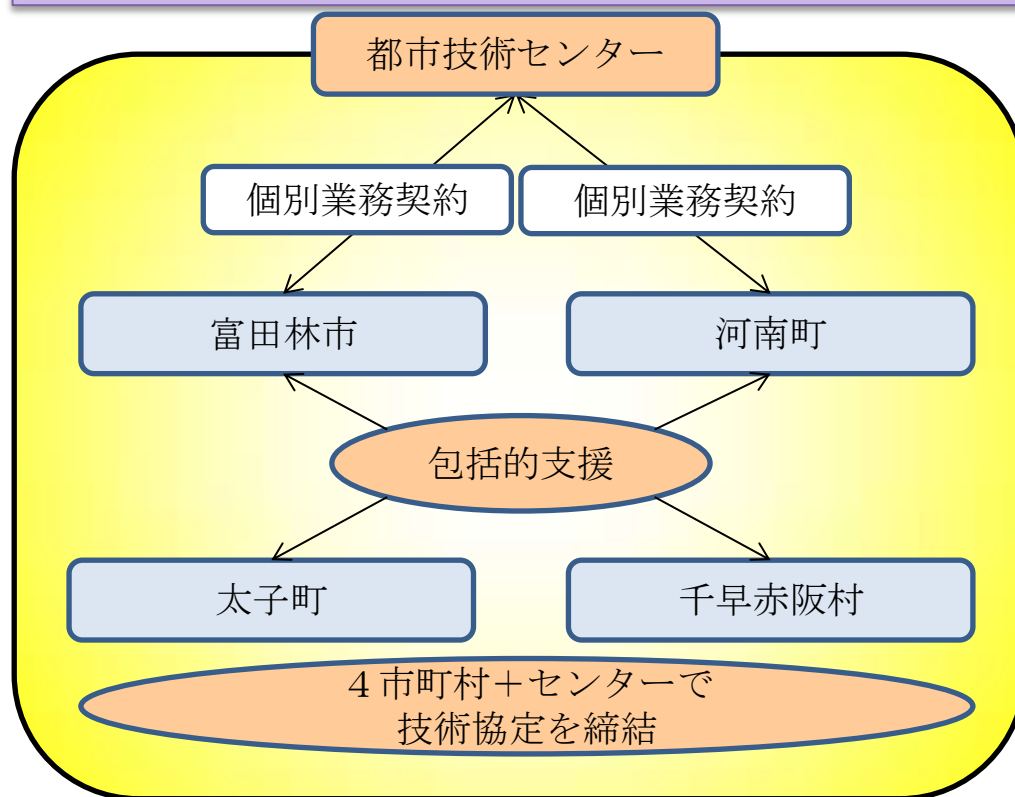
$$\text{面積補正率} = (0.9 \times \text{対象面積} + 550) / 1000$$



大幅な積算金額の減少が可能！！

事業場排水規制の広域化・共同化を実現(共同発注＋共同研究)

- 広域化・共同化の効果及・メリット
 - ✓ 隣接自治体間で統一的で公平な事業場指導が実施できる。
 - ✓ 新規の事業場があった場合においても、法律と具体的な実施例に基づいた有効な指導や、必要に応じた講習会の開催等で市町村職員への知識移転が実行できる。
- 市町村の経費削減
 - ✓ 各市町村単独でこの業務を担当する職員を配置すると人件費がかかるが、隣接自治体間で行うことで効率的実施を行うことでコスト削減ができる。
- 隣接自治体の職員の技術力が高まり、スキルアップができる
 - ✓ 隣接自治体の関係職員一同に講習会・研修会を実施することが可能となり、技術力アップに貢献することが可能となる



一般財団法人都市技術センター

昭和53年9月 財団法人大阪市下水道技術協会設立

平成19年7月 大阪市都市建設技術協会一部事業継承

平成20年4月 大阪府下水道技術センター事業継承

平成23年4月 名称変更

平成25年4月 都市工学情報センター一部事業継承

平成26年4月 大阪市道路公社一部事業継承

平成28年7月 クリアウォーターOSAKA株式会社設立※

排水設備指定業者登録事務の一元化について

経緯

⇒指定業者登録事務については各自治体が同じ事務を行っている。



町村の事務を富田林市に委任し、一元化できるのではないか。

課題

- ①各自治体の条例には排水設備工事は管理者が指定した者でなければいけないと記載されている。⇒**条例の改正が必要**
- ②行政権の執行に伴う事務であるため、地方自治法上の手続きが必要
⇒**議会の議決**
- ③手数料を定めている自治体と定めていない自治体がある。
⇒**自治体間の取り決めが必要**
- ④各自治体ごとに登録事務の受付時期や有効期限が異なる。
⇒**一元化後の経過措置等の検討が必要** など

排水設備指定業者登録事務の一元化について

①条例の改正について

⇒3町村の関連条例を持ち寄り、変更の必要がある条例を抽出

管理者



地方自治法第252条の14第1項の規定により管理者から事務の委託を受けた者

②地方自治法上の手続きについて

⇒大阪府市町村課との事前協議及び議会用の議案書の作成等

議会の議決



各自治体での告示
大阪府知事への届出

排水設備指定業者登録事務の一元化について

- ③手数料等の自治体間の取り決め
- ④一元化後の経過措置等



規定により経費の支弁基準等について規約を定める

- ・排水設備指定業者登録の各自治体の登録手数料について

富田林市	⇒	10,000円
河南町	⇒	5,000円
太子町	⇒	無料
千早赤阪村	⇒	無料



一元化により富田林市の収入とする旨を規約に記載

排水設備指定業者登録事務の一元化について

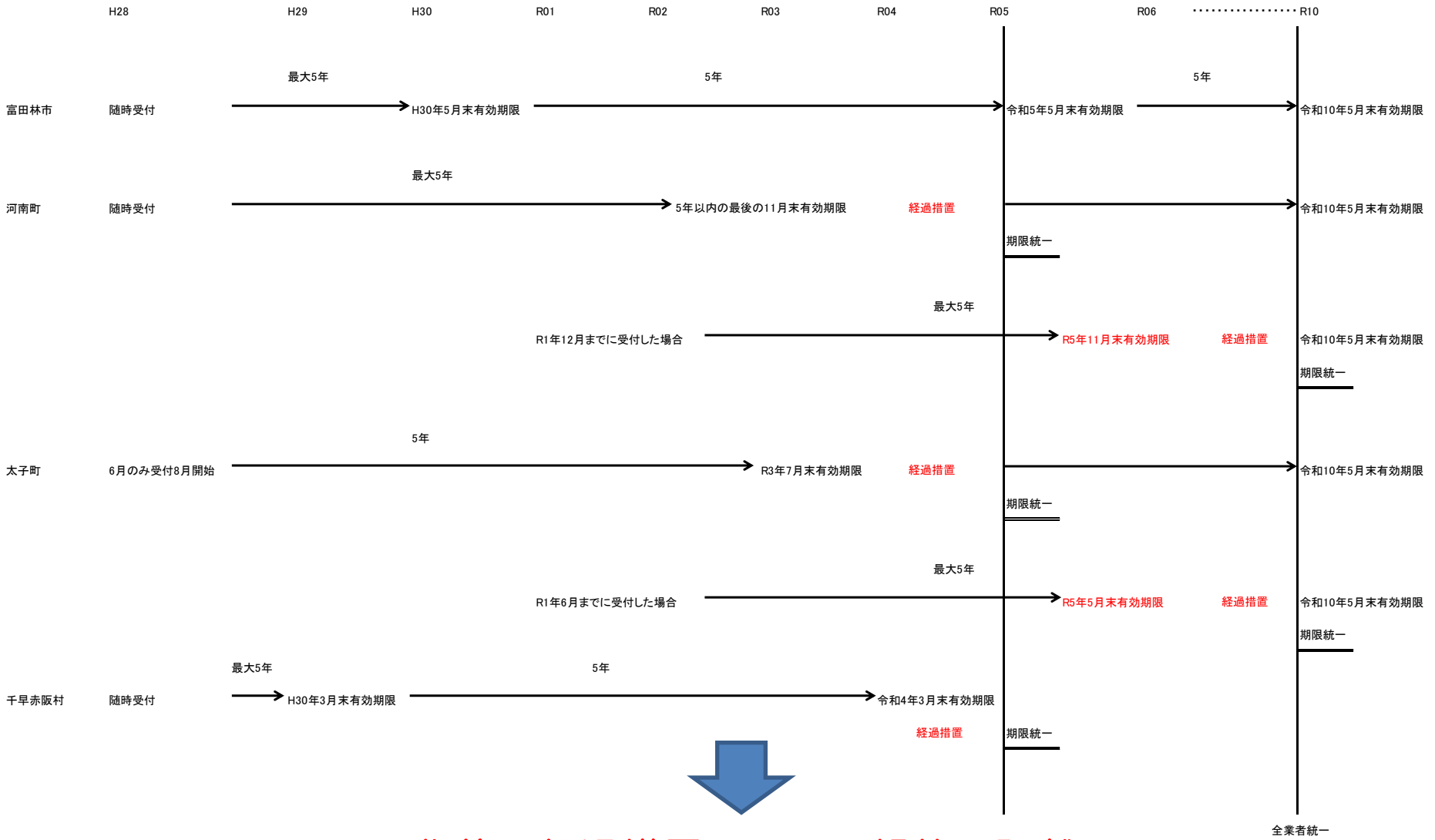
- 登録事務の受付時期や有効期限について

	新規受付	開始日	有効期限
富田林市	随時	決裁後	令和5年5月末
河南町	随時	決裁後	決裁後5年以内の最後の11月末
太子町	6月のみ	8月開始	決裁後5年以内の最後の7月末
千早赤阪村	随時	決裁後	令和4年3月末



4市町村全てにおいて異なる

排水設備指定業者登録事務の一元化について



一元化後の経過措置について規約に記載

○町村名・富田林市排水設備指定業者登録に関する事務の委託に関する規約

令和元年〇月〇日

(委託事務の範囲)

第1条 町村名（以下「甲」という。）は、地方自治法第252条の14の規定により、排水設備指定業者登録事務（以下「委託事務」という。）を富田林市（以下「乙」という。）に委託するものとする。

(委託事務の方法)

第2条 委託事務については、乙の条例、規則及びその他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(予算の計上)

第3条 乙の長は、その委託を受けた事務にかかる収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(手数料)

第4条 委託事務に伴い徴収する手数料の収入は、すべて乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(状況の報告)

第6条 乙の長は、指定業者の新規及び更新登録終了後、速やかに通知書を作成し、甲の長に報告するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 甲は、委託事務に関し適用される条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。

2 乙は、委託事務に関し適用される条例等の全部又は一部を変更した場合は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、甲は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(経過措置)

第8条 甲と乙で異なる委託事務の更新時期においては、次回の乙の更新時期まで有効とするものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

附則

1 この規約は令和2年4月1日から施行する。

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

次年度の実施項目について

①下水道台帳システムの共同発注

⇒仕様の検討、ライセンス数等

②ストックマネジメント計画に基づく点検・調査

⇒今年度策定予定である南河内3町村のストックマネジメント計画と、本市のストックマネジメント計画に基づき腐食の恐れのある管路の点検業務や老朽化した管路の調査業務を共同発注

⇒時間計画保全に位置付けているポンプ施設について共同発注を予定

③BCPに基づく合同訓練

⇒災害が起きた場合を想定し、4市町村の下水道区域から共同で点検の方針等を考える訓練を予定

(評価のため、第3者としての意見を抽出できるよう、災害関係の教授等への打診を検討中)

南河内4市町村下水道事務広域化協議会を継続していく上で大切なこと

①上司の理解

⇒メリット、デメリットに固執しすぎると前に進めない。

②担当者の意気込み

⇒活動方針や今後の可能性等については担当者レベルで協議を密に行わないと前に進めない。簡単にいうといつでも停滞できてしまう。

③課題の抽出について

⇒広域化事務を行う前に起こりうる課題について検討することも大事だが



課題は先に考えるものではなく、後から出てくるものとして考える



できるところから、まずはやってみる精神が大切

ご清聴ありがとうございました

大阪府富田林市上下水道部下水道課
Tel 0721-25-1000 gesui@city.tondabayashi.lg.jp